

第3回RD最終処分場問題対策委員会 議事録

平成19年3月27日

於：滋賀県庁新館7階 大会議室

1. 開会	司会	本日予定の委員の皆様おそろいでございますので、委員長、これから対策委員会を開催していただきたいと思います。
	岡村委員長	それでは、定刻になりましたので、第3回RD最終処分場問題対策委員会を開催させていただきます。
		議事に入ります前に、まず会議の成立及び配付資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。
	司会	本日出席いただいております委員さんの数は15名でございます、委員総数の過半数を超えておりますので、RD最終処分場問題対策委員会設置要綱第5条第2項に定める当委員会の設置要件を満たしておりますことを報告させていただきます。
		なお、本日の傍聴の方は現時点で6名でございます。
		それと、資料の確認をさせていただきます。対策委員会の次第をごらんいただきたいんですが、まず資料1は現状評価と課題の整理について、資料2は追加調査について、資料3は廃棄物状況調査について、そして委員さんからいただきました提出資料、 をつけさせていただいております。資料4は、行政対応検証委員会でつけさせていただいた資料でございます。資料5は、産廃処理問題合同対策委員会からの提供資料でございます。資料6は、今後の日程調整、会議の運営等についてという資料でございます。それと、委員の皆さんからの提出資料ということで、委員提出資料、 、 をつけさせていただいております。もう1つ、梶山委員さんから私どもの方に抗議と要請をいただいております、その資料をつけさせていただいております。
		以上、配付資料の確認をさせていただきました。漏れがございましたら言っていたきたいと思います。
	岡村委員長	よろしいでしょうか - -。 それでは、これより対策委員会の議事に移らせていただきます。
		本日は、委員からの希望もございまして、昼食を挟んで午後3時ごろを目途に開催させていただきますので、よろしく願いいたします。
2. 議題 (1) 現状評価 と課題の 整理につ いて	中村室長	まず、議題(1)の現状評価と課題の整理についてご審議をお願いいたします。これについては、専門部会で協議をいただいております、それを踏まえて事務局から説明をお願いいたします。
		それでは、私の方から現状評価と課題の整理について説明させていただきます。
		お手元の資料1を開いていただきたいと思います。まず、1ページ、2ページにつきまして説明させていただき、その後、3ページ、4ページにつきましては、前のパワーポイントで、断面といいますか、想定地層図をかいておりますので、そのあたりを説明させていただこうと思っています。

まず、1ページ目でございます。これは、前回1月29日の第2回対策委員会で、これまで実施した県、栗東市の調査結果と、それに対する考察をまとめさせていただきましたが、その中でわかったこと、まだわからないことを示させていただいたところでございます。それらにつきまして取りまとめた形で、一番左に現時点での調査結果から確認・推定される事項という形で整理させていただいております。

次に、2つ目の欄でございますが、第2回の委員会におきまして、先ほど申し上げた考察等も含めた情報をお示しさせていただいた上で、各委員からのご意見もいろいろ出てきております。その意見につきましては、赤字で記載させていただいております。事務局の方の疑問点等は黒字でということで、こういった内容につきまして、科学的、工学的な分野での検討ということで、専門部会でご検討いただいたということでございます。

その右の方が専門部会での検討結果ということで、その検討の結果につきまして示させていただきました。

さらに、そういった検討結果を踏まえて、どんな調査をする必要があるかということで、詳しい調査については次の資料2で説明させていただくわけでございますが、ここではどんな調査を行ったということで項目だけ示させていただいております。

それでは、表の中身についてご説明させていただこうと思います。専門部会での検討事項と検討結果については関連いたしますので、横に流れるような形での説明をさせていただきます。

まず、専門部会での検討事項の1つ目でございますが、地下水と浸透水の測定方法は、これまで全量分析とろ過後の分析を行ってまいりました。どちらの方法が妥当かといったことをご検討していただきました。これにつきましては、地下水の方もそうなんですが、浸透水についても、基本的には全量分析とろ過後の分析ともに行うこととする。分析結果で判断すればどうかというようなご意見でございました。

2番目に、地下水と浸透水の評価についてはどういった基準で考えていくかということで、これまで、地下水については安定型処分場の周縁地下水の基準、処分場の中の浸透水については、同じ廃棄物処理法の中で定めている浸透水の基準で評価してきた。ただ、フッ素、ホウ素は、いずれも定まっていなかったことから、地下水の環境基準で評価してきた。こういったことについてどうでしょうかということにつきましては、1つは評価基準は従来どおりで問題ない。ただ、経時的な傾向によって評価する必要もあるので、平均だけではなしに最大値も示す必要があるだろう。もう1つ、処分場内については廃棄物処理法に定める基準で考えるべきで、処分場周辺及び処分場の底の部分の地盤、地下水環境については環境基準等関係法令に定める基準で評価することを確認させていただきました。

それから、地下水と浸透水から確認される有害物質の検出状況について、いつも検出されるもの、いわゆる定常的に検出される物質と時々検出される

ものがある。こういった原因についてはどうでしょうかということにつきましては、地下水、浸透水の問題も、降水、雨水の有無の関係、測定精度の問題、二次汚染というものが考えられるのではないかとございました。また、これらの原因のほかに、シス - 1,2 - ジクロロエチレンのように、下流方向といいますが、今後も増加するおそれのあるものについては、長期的なモニタリングが必要であろうというご意見をいただきました。

次に、地下水の方でございしますが、これも同じように検討事項と検討結果についてご報告させていただきます。

ヒ素、フッ素は、花崗岩に含まれており、県内でも地下水から広く分布しているということから、自然由来の可能性について検討していただきました。検討結果は、自然由来の可能性はあると思われるけれども、処分場の下流方向であれば、自然由来と処分場由来どちらの可能性もあるので判断しがたい。それから、自然由来を明らかにするためには論理的に非常に難しいものがあり、処分場周辺の広い範囲で確認する必要があるという結果でございました。

次に、ダイオキシン類の関係でございします。周辺地下水等、分析上ごく微量のダイオキシン類等が出てくるわけですが、いわゆるダイオキシン類の測定方法の宿命といいますが、全く出てこない場合でも計算上出てくる可能性があるということから、ダイオキシン類の測定値について検討していただいたところでございします。計算上、0.2pg-TEQ/L を超えて検出された場合についてはダイオキシン類の汚染も考えるべきであろうというのは妥当と考えられるということでした。

それから、西市道側の県 No. 3 の観測井戸は、非常に複雑な水質といいますが、電気伝導度は低いけれども、ダイオキシン類が時々ぼこっと出てくるということで、帯水層を調べますと、Ks1 層と Ks2 層 - - Ks1、Ks2 はいわゆる帯水層、地下水層のことです。2つの層の両方を採水しているということについて検討していただきました。その結果、現況の県 No. 3 は、今申し上げました2つの帯水層でとっているということから、観測井が構造的に不適切で、新たに設置し直した上で測定及び評価を行うことが妥当であろう。ボーリング孔を利用して地下水の流向についても調査を行うべきという答えでございました。

次に、北尾側の県 No. 2 の観測井戸の状況について、地下水の流向の上流部に位置しておりますけれども、ヒ素が定常的に検出されている。それが処分場の影響であるかどうかについて検討いたしました。県 No. 2 の水を取り入れるスクリーンの上部と下の方では電気伝導率が異なるということで、1つの水をとっているかどうかについてもよくわからない、構造的に不適切である。また、地下水の流れる方向についてもきちんと評価する必要があるということでした。

それから、SSと重金属類の濃度に明確な関係があるのか不明であるということにつきましては、浸透水の方でも同じ議論といいますが、同じ答えといいますが、そういう部分ですが、地下水の測定方法は、基本的には全量分

析とる過後の分析ともに行い、その結果でもって判断していくということでございました。

それから、水銀の検出状況につきましては、市 No. 3 でいつも検出されているという状況が今も続いているわけですが、R D 処分場の途中段階のところでも幾つかのところでも水銀が検出されているということで、処分場の影響なのかどうかについて検討していただきました。これにつきましては、ヘキサダイヤグラム、これは地下水中に含まれているカルシウムとかマグネシウムといった溶存イオンの比率を模式的に図にかいて、それが似かよっているかどうかということで同じ水脈かどうかを調べる方法でございますが、そういった状況から見る限りでは、処分場の影響については否定できないという答えでございました。

それから、汚染されている帯水層につきましては、Ks2 層及び Ks1 層の地下水汚染の有無（浸透水の影響を受けているのか）と地下水流向について検討していただきました。その結果、Ks2 層は汚染されていると判断される。ただ、Ks1 層は不明である。今後、Ks1 層のみを対象とする水質測定と有害物質の確認が必要である。それから、Ks2 層は廃棄物層に直接接している可能性があり、難透水性の有無と地下水流向を把握するための調査が必要である。これは、後ほど前のパワーポイント等で模式的な形で説明させていただきたいと思います。それから、Ks0 層については、Ks1 層、Ks2 層よりもさらに 40 m ほど下にあるということから、汚染されていない地層として判断できるので、今後調査対象から外してよいという答えをいただいたところでございます。

それぞれの検討結果に基づいて、今後の調査項目は右の方に示させていただいたところでございます。

2 ページに入らせていただきます。地質の関係でございます。地下水と地質構造につきましては、地質構造の帯水層を地下水が流れるということで、地下水と地質構造は切り口が若干違うというふうなことだろうと思いますけれども、地質構造の中での検討ということで、それぞれ検討事項、検討結果について説明させていただきます。

1 つ目は、各帯水層 - - Ks1 層、Ks2 層、Ks3 層の帯水層があるわけですが、これの連続性が確認できていないことを検討していただきました。これまでのボーリング調査に加えて、新たにボーリング調査によって地層の連続性を確認することで問題はないけれども、調査位置は検討する必要がある。特に、埋立処分場の中央付近と工業技術センター側の崖付近での調査は必要と思われる。おおむね提案させていただいた調査方法でよからうという検討結果でございました。

それから、地質構造を調べる上では、ある年に多量に降った火山灰層が一つの基準となり、そこからまた次が積もり出している、埋まっているということで、火山灰層が同一のものかどうか、それぞれのボーリング地点で一般的には確認するわけですが、すべてのところで火山灰層を確認され

ていないため、地層の層序、いわゆる積み重なりが確認されていない部分がございます。これにつきましては、事務局案の、科学的に証明するために、今後のボーリング調査を行う上でも火山灰層分析を行うことで問題ないということをごさいます。

それから、難透水層としての各粘土層の連続性と遮水性について把握できていないことを検討していただきました。各粘土層、kc3 - - c というのはクレイ(clay)、粘土層ということで、kc3 層、kc2 層、kc1 層の透水係数を把握する必要があります。水を通すかどうかを把握する必要があるということです。それから、透水試験は、原位置 - - その位置で測定する方法と室内試験でやる方法があるんですが、オーダーで評価するので、室内試験で実施することで差し支えないという結果をいただいております。

次に、ガスでございます。地中温度が平成 18 年 3 月現在でも高く、埋立地内で硫化水素の生成が継続している可能性があり、早急に対策などの措置を講じる必要性を検討していただきました。廃棄物層内部では硫化水素等を生成していても、現時点において周辺環境等への支障は生じていない。このため、早急に対策の措置を講じる必要はないと判断するという結果でございます。

それから、その他のガスでございます。地中温度と硫化水素の測定結果から、VOC も嫌気性分解が進行している可能性が考えられ、早急に対策等の措置を講じる必要性を検討していただきました。これの結果といたしましては、将来的に安定化への状況を知る上で、処分場内の現況を把握する必要があるということで、今後行うボーリング孔を利用して、VOC、硫化水素、メタン、二酸化炭素、酸素などについて測定する必要があるという検討結果をいただいております。

次に、廃棄物でございます。検討事項といたしましては、改変後、いわゆる改善命令の後の現況地形というのが、現在正確な測量ができておりません。それにつきましては、やはり測量により現況地形を把握する必要があるということことです。

それから、実際に埋め立てられた廃棄物の量や性状が確定されていない未調査区域を中心に廃棄物調査を実施する必要性について検討していただきました。これにつきましては、廃棄物調査は必要である。調査方法、内容については別途事務局で検討することということで、本日資料 3 で廃棄物の状況調査についてまとめさせていただきましたので、そちらの方でご意見を伺いたいと思っております。

それから、違法埋立廃棄物について、ほかの区域でも違法廃棄物が存在する可能性はないか。これにつきましても、今申しあげました廃棄物状況調査の中でご説明していきたいと思っております。

西側平坦部の油分、ノルマルヘキサン抽出物等につきましても、油を定量している結果でない可能性があり、測定方法を検討する必要があるということで、委員の方からもご意見をいただきましたので、これにつきましては、

TPH 試験、いわゆる IR 法とか、その他ガスクロマトグラフ法等による分析を検討していきたいと思っております。

それから、西側平坦部の埋め戻し範囲の汚染分布を確定する必要がある。そういった分析方法の上、これは実施していきたいと思っております。

それから、焼却炉の問題でございます。これにつきましては、周辺住民の方々もいろいろ不安を覚えておられる部分でございます。焼却炉に起因する生活環境保全上の支障について検討していただきました。焼却炉内に残っている焼却灰は撤去し、処分したとのことでございますが、ピット内に雨水がたまっている。地下浸透などの可能性は低いと考えられますけれども、部会意見としては保留したいというご意見でございました。

それから、焼却炉の老朽化による倒壊が心配であるといったことも出てきております。これにつきましては、焼却炉内に残留しているばいじん等を対象にしたダイオキシン類の測定が必要であるというような結果でございました。

以上が一覧表にまとめた検討結果でございます。

次に、3 ページの地下水に関する調査結果と今後の調査項目（案）につきまして、前のパワーポイントでご説明させていただきたいと思っております。

これは、模式的に現在推定している地下水の構造でございます。これが3 ページに表した上の方でございます。現在、これまでの調査の中では、地層は恐らくこういう構造になっているであろうと見ております。

Ks2 がここに書いてございますが、Ks3、それから Ks1 層ということで、ここから細い線、帯水層が延びてきております。ただ、これがどの辺りでどうなっているのかというのがよくわからない。この辺りを測定しますと、Ks2 層と Ks1 層が一緒になっているようであるというふうなこともございまして、この辺りの地層構造については後ほど説明させていただきたいんですが、よくわからない場所になっております。

その間に水色で描いた粘土層が入り込んでいるわけでございますが、この粘土層も、どの辺りまで粘土層があるかというのは、あくまでも現在の推定でございます。

もう一つ、Ks0 層というのが のすぐ横に書いてございます。ここは、火山灰層からまだ約 40m 下にございまして、先ほどの結論の中では、ここまでは汚染されていないだろうといったような検討結果をいただいたところでございます。

それから、この位置でございますが、この辺りまでが最終処分場でございます。この辺りが経堂池の上流ということで、ここに書いてあるとおりでございます。経堂池の下流はこの辺りでございます。

下の現時点で確認されている事項ということで、わかっていることといたしましては、埋立処分場の下の方にたまっている浸透水から有害物質が検出されていることが一つ、それから Ks2 層、この黄色い位置でございますが、この地下水層は有害物が検出されているということがございます。

そういったことを踏まえまして、地下水の汚染原因、汚染機構の検討事項ということで、まず というのは、この と対応しているわけでございますけれども、浸透水が Ks2 層へ流入し汚染されている。ここに粘土層があることになっているんですが、この粘土層が本当にあるのかどうか、そういった部分につきましてはあくまでも推定でございますので、もしも無いなら、浸透水が Ks2 層に入り込んでいるということは十分考えられるだろうということで、浸透水の Ks2 への直接流入、それから Ks2 層の地下水質と地下水の流向を併せて確認したいと思っております。

それから、でございます。この下の線ですが、Ks1 層の地下水の問題でございます。浸透水が Ks1 層へ流入しているかどうかというのは、先ほどお話しさせていただいたとおり不明でございます。Ks2 層と Ks1 層を隔てている Kc2、この粘土ですが、どこまでつながっているかよくわからない。これはここまでにしてあるんですが、ひょっとしたらこの辺りかもしれないし、もう少し行っているかもしれない。この連続性が不明であり、こういったことをまず確認する必要があるだろう。それから、Kc3 層の連続性と Ks2 層の地下水流向によっては、Ks1 層が汚染されている可能性があり、その汚染の有無を確認する必要があるということでございます。 のあたりの浸透水が、こういう経路をたどるかもしれないし、またここで一緒になっていれば、Ks2 層に入った上で、こういう汚染も考えられるのではないかとございいます。

といたしましては、有害物質の自然由来の可能性ということで、これは先ほど申し上げたとおりでございます。

は、この位置でございますが、処分場由来の汚染はない地層として判断できる。したがって、今後の調査対象から除いていきたいと思っております。

そういったものを踏まえまして、調査項目の方でございますが、調査事項として、まず地下水の流向、各帯水層の連続性を確認する必要があるということで、これについてはボーリング調査で確認することかなと。それから、処分場全域での各帯水層の地下水流向を確認していきたいと思っております。

2 番目といたしまして、地下水の水質も確認する必要がある。Ks2 層は汚染されているということでございますが、Ks1 層の水質についても確認していきたいということでございます。

それから、粘土層の遮水性ということで、あくまでも帯水層を隔てるような形でそれぞれ粘土層が入っているわけでございますが、そういった粘土層がどこまで連続しているか、その遮水性能がどの程度あるのかといったことも、ボーリング調査なり室内透水試験でやる必要があるだろうと見ております。

それから、自然由来の可能性につきましては、文献、資料による事例検討、それからもう一つは、汚染されていないと言われるところでもヒ素とフッ素が検出されているということも一つの示唆する内容ではないかと見ております。

次に、4ページの地質構造に関する内容を説明させていただきます。地下水と地質構造というのは当然関連してまいりますので、切り口が若干違うということかなと見ています。

下の方に、現時点で確認されている事項ということで、帯水層は4層 - - 下よりKs0層、Ks1層、Ks2層、この辺りからKs3層ということで、4層が存在しております。さらにその上に、経堂池の関係だと思っておりますが、ここに沖積層ということで、軟弱な地層がある部分がございます。こういったものが存在しているということです。

それから、ある時期に降り積もった火山灰層がこの辺りで確認されている。ただ、すべての地点で確認されているわけではございませんので、その辺りについては確認する必要があるだろうということでございます。

それから、地層は緩やかに北西方面に傾斜しているということで、断面線の位置図を見ていただきますと、下の方に地層傾斜方向、北西方向と書いてございます。その矢印の方向に約2～10度、大きくはそういった傾斜をしているだろうということでございます。ただ、地層でございますので、局所的にはどういう流れであるかといったことについてはわかっておりません。

検討事項といたしましては、あくまでもこれは現在の推定地質断面でございますので、全体の地質構造を明らかにするというので、各帯水層の連続性が確認できていない。それから、火山灰層が同一のものかどうか。違う火山灰層を見比べて同じ層というわけにはまいりませんので、そういったものが同一のものかどうか確認されていないため、地層の積み重なりが確定されていない。それから、難透水層としての各粘土層の連続性と遮水性ということで、これは先ほども説明させていただいたとおりでございます。

ということで、今後の調査項目といたしましては、まず帯水層の連続性を確認するということが必要ではないか。処分場を中心としたこの周辺全体についての統一的な地層区分をまず明らかにするというので、地層の連続性の検証、これについては、コア観察を行って、必要に応じて火山灰分析や微化石分析、粒度分析などを行いたいと思っております。

それから、基本となる地質構造といたしましては、処分場全体の地質構造の検証ということで、これまでのボーリング位置等を考慮しながら、新たなボーリング位置を選定して調査していきたい。火山灰層を鍵層とした層序、地質構造を組み立てていきたいということで、この付近での地層を三次元的なものとして構築して、どの場所でどのような汚染のメカニズム - - そこまでいけるかどうかはわかりませんが、そういったものを大まかな形でもつかめればと考えております。

それから、粘土層の遮水性ということで、あくまでも帯水層を分けているのは粘土層でございますので、そういったものの連続性と遮水性についても確認していきたいと考えているところでございます。

以上、現状評価と課題の整理ということでまとめさせていただきました。また、それを踏まえた形での調査項目についても出させていただいたところ

岡村委員 長	<p>でございます。具体的な調査項目につきましては、次の追加調査の実施についてご説明させていただきたいと思っております。</p> <p>はい、ありがとうございます。後の廃棄物状況調査について触れられるところは、そこでまたご議論いただくこととして、その部分を除きまして、ただいま事務局から説明を受けたことについてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p>
早川委員	<p>2点ありますが、別々の案件なので分けて、まず1点目から質問させていただきたいと思います。</p> <p>1つは、2ページの廃棄物の種類・性状のところです。現時点での調査結果から確認・推定される事項の中に「安定品目以外の廃棄物は認められなかった」と書いてありますが、これは事実と異なるのではないかと思います。これまで改善命令のときに違法物が見つかって、それは県も認めた上で場外に撤去されているかと思しますので、これは明らかな間違いです。</p> <p>ちなみに、平成14年、高アルカリ水の調査の際に住民側が発見した廃棄物の資料が今手元にありますので、読み上げさせていただきます。全部で12項目になっています。1、コンガラ - - コンクリートガラ、アスファルト片、れんが、屋根瓦。2、コンクリートよりも軟らかく、ある程度の硬さのあるセメントを流し込んだようなもの。3、ビニールシート(大きなまま)、金・銀色フィルム(長い筒に巻いたまま)、塩ビパイプ(直径10~12cm、長さ最大3m)、塩ビホース(直径10cm、長さ最大4m)、塩ビ波板、雨どい、水道パイプ、排水パイプ。4、鉄筋各種(長さ2m以上もある)、ブリキ片、アルミ材、ブリキー斗缶、ドラム缶片、水道管、電線、ワイヤ、ほとんど腐食したブリキ缶、つぶされたドラム缶の腐食したもの、何かの機械(中身は油がついていて全くさびていない)。5、丸太材、丸太杭、角材、ベニヤ板、枠材、木くず、合板材。6、繊維くず、羊毛カーペット(そのままの状態)、化繊カーペット(そのままの状態)、断熱材、ウエス類、衣類。7、燃え殻(ベニヤ板らしきもの)。8、芳香剤(大きな袋にいっぱい入っている)。9、接着剤の塊。10、タイヤ(ホイール装着のものもあり)。11、ゴムシート。12、石こうボード、石綿材。こういったものが住民の証言で記録されています。</p> <p>今申し上げた中には、当然ながら違法物はあると思います。まずそれを認めていただきたいのと、それから今後の調査にかかわる話ですが、排出者責任を追及する際に、化学分析ではなくて、何がここにあるのかという性状そのものですね。化学的なものではなくて、物として把握する必要があると思いますので、その部分を今後の調査項目の中で加えるべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。これが1点目です。</p>
中村室長	<p>お答えさせていただきます。</p> <p>廃棄物の一番左の現時点での調査結果から確認・推定される事項、ご指摘のとおり、「安定品目以外の廃棄物は認められなかった」、これはそうではないと私も思います。木くず、金属くず等が検出されたのは、そのとおりかと思っております。</p>

	<p>もう1つ、廃棄物の具体的な調査につきましては、後ほどの資料3の方でご説明させていただきたいと思っておりますので、今後の廃棄物調査につきましては、申しわけございませんが、資料3の方であわせてどういう調査を行うかということで説明させていただきたい。具体的に申し上げますと、溶出試験とか含有試験だけではなくに、廃棄物そのものがどんなものであるかといったようなこともあわせて調査していきたいと思っておりますので、そこで説明させていただきたいと思います。</p>
早川委員	<p>2点目は、焼却炉の問題に関してです。</p> <p>同じ2ページの焼却炉のところの真ん中、専門部会での検討事項の中に、まず「地下浸透などの可能性は低いと考えられるが部会意見としては保留したい」、それから「焼却炉の老朽化による倒壊が心配である」と書いてありますが、その後の検討結果と今後の調査項目の内容が極めて曖昧です。私は、専門部会を傍聴してありましたけれども、地下水調査を優先させるんだと、焼却炉問題はペンディングにするんだというような結論ではなかったかと聞いていて感じました。これは、地域住民としては大変不安を抱かされる結論です。何もしないということは、安全だと言っていることになるわけですが、安全ではないけれども何もしないというのは困ります。その辺はどうなんでしょうか、教えてください。</p>
中村室長	<p>焼却炉につきましては、先ほどの説明の中でも申し上げたとおり、周辺住民の方々から、倒壊の危険性、そういったときにいろんなものが飛散するのではないかといった不安を訴えておられるということは十分承知しております。今回、このRD処分場の対策全体を考える中で、焼却炉につきましてもその対策の一つとして考えていくべきであるということは従来どおり変わっておりません。ただ、やれることからやっていくというようなことの中で、現在地下水がいろいろ周辺への影響を及ぼしているということから、そういった形での説明をさせていただいたということでございまして、決して焼却炉をないがしろにとかいうようなことではございませんで、それも当然のことながら対策の中で考えていくべきものだと考えております。</p>
早川委員	<p>やれることからやっていくのは間違いだと思います。危険なものから手をつけるべきです。何が一番、今住民に危険を与えているのが、それをこの対策委員会でしっかり議論して、優先順位をつけるべきです。行政の論理で、やれることは何かという論理で対策が進められるのは大きな間違いだと私は考えます。</p>
中村室長 當座委員	<p>それにつきましては、こちらの方で検討させていただきます。</p> <p>今の旧焼却炉の問題なんですけれども、委員提出資料の方にも旧焼却炉という形でちょっと書かせていただいています。老朽化による倒壊のおそれがあるということと、倒壊によりダイオキシン類が周辺環境に飛散することによって農業用水の水源 - - 経堂池が汚染されるおそれがあるという部分では、生活環境保全上の支障があるというようにこの委員会としてきちっと位置づけていただいて、炉を解体するということを決めていただきたいと思います。</p>

	<p>ています。解体するためにどういうふうな事前の調査が必要かという部分では、ここに挙げられているダイオキシン類の分析なり状況調査というものが、具体的にどういうことが必要かということを出していただけたらありがたいと思います。</p>
中村室長	<p>焼却炉につきましては、いずれにいたしましても、例えば解体するにいたしましても、その中がどういう状況であるのかといったことは当然調べる必要があると考えておりますので、今回お示しさせていただいた焼却炉につきましても、その内部のダイオキシン類についての測定を行っていききたいという形でまとめさせていただいたということでございます。</p>
早川委員	<p>周辺の土壌の安全性はいかがなんでしょうか。</p>
中村室長	<p>以前、何年か前ですが、R D処分場の表層についてはダイオキシン類について調査されたとも聞いております。今回、焼却炉のばいじん等を測定する中で、それも必要に応じて検討させていただきたいと思います。</p>
早川委員	<p>再度申し上げます。地下水の調査が既定路線のように書かれていますがけれども、この対策委員会でどういう調査、どういう対策をするのかをしっかりと議論すべきだと思います。優先順位をどのようにつけるのか、そのときにどのような基準をそこに立てるのか、この対策委員会でしっかりと議論した上で調査に取りかかるべきだと私は考えています。その点、地下水調査の方はもう決まっているんだというようなことのないように、よろしく願います。</p>
中村室長	<p>わかりました。</p>
池田委員	<p>後ほどの調査の詳細のところでご説明いただけるのかもしれないんですけども、今の資料1の中では、汚染物質が比較的重金属類とダイオキシン類に絞られているような感じでしたので、もう少し有機物というものにターゲットを絞った検討がなされてもいいのではないかと思います。以前の硫化水素のときは、石こうボードというのが明示的に汚染源として示されたようですけれども、資料を見ても、いろんな医療系のものとかもあったり、安定型には本来持ち込めない有機物が多量に不法に投棄された経過もあるようですので、有機物がどこにどのように埋まっているのかというのもある程度想定した調査を行わないと、後でまたそれがガスの原因になったり異臭の原因になったりするということも考えられると思いますので、もう少し有機的なものに着目した検討が必要ではないかと思います。</p>
中村室長	<p>以前調査させていただいたときに、有機物の一つの指標として、いわゆる廃棄物の強熱減量といったような項目で調査した事例がございます。あくまでもこれまでの掘削でございますが、有機物がそのまま検出されたということは今まで経験していないということもでございます。今回、廃棄物の調査の中では、先生ご指摘の有機物に関する調査も必要に応じて検討していきたいと思っております。</p>
池田委員	<p>今、早川先生の方からご指摘のあった焼却炉の解体に関してですけれども、滋賀県には、解体あるいは撤去にかかわる調査の要綱というようなものは今</p>

中村室長 池田委員	<p>現在定められているのでしょうか。</p> <p>定めておりません。</p> <p>関東では、東京、神奈川、川崎、横浜、横須賀、相模原といったところで、焼却炉の解体、撤去に伴ってどのような調査をどのように行うかというのは、そこで作業する方たちの健康、労働安全とは別に、周辺住民の住居と接している部分も多いわけですから、そのためのどういう調査が必要かということを決めて、要綱化していたり条例、指針化しておりますので、厚生労働省の労働安全基準との関連とは別に、自治体の要綱とかそういうものもぜひご覧になっておいたらいかがでしょうか。</p>
中村室長 當座委員	<p>そのあたりも十分調査して検討させていただきます。</p> <p>浸透水のことにに関して、専門部会の方でも検討していただいて、全量分析とろ過後の分析ともに行うというようなことでお話がなされていたわけですが、分析をした後の評価に関して、浸透水をろ過して、何で評価されるのかというのが私は疑問なんですけれども、廃掃法の中に浸透水に関するうたわれている中で、ろ過して評価しなさいということがあるのでしょうか、お尋ねいたします。</p>
中村室長	<p>ここで全量分析とろ過後の分析を行うというのは、先ほど来申し上げております浸透水がどういった形で地下水に入っていくとか、地下水がどういう状況であるのか、検出したときに溶存態、流れてきたものなのかどうか、いわゆる科学的といいますか、そういったメカニズム等について検討していくということを目的の一つと考えておりますので、廃棄物処理法等の中での浸透水の基準等につきましては、今委員のおっしゃるような形での部分について、ここに書かせていただいた内容とはちょっと違う観点での整理の仕方になるのかなと思っています。おっしゃるとおり、浸透水については、ろ過といったようなことはございませんので、全量で判断していくということになるかと思えます。</p>
當座委員	<p>浸透水に関しては全量で評価していただきたいですし、私はろ過する必要はないと思っています。雨水が廃棄物に浸透する中で出てきた水の中に何が含まれているのか、有害なものがあるのかないのか、それが地下水に入ったときに、地下水の中で溶存態であるのかないのかというのはわかりますけれども、浸透水でそこまでの必要は私はないように思っています。だから、浸透水に関しては全量だけでいいと思いますし、地下水に関しても基本的には全量で、SS分なりをろ過するというに関しては参考として見ていただいたらいいんじゃないかと思えます。</p>
池田委員	<p>2ページの下から2つ目の埋立廃棄物のドラム缶の枠の一番右で、ピンクのところですが、土壌分析（溶出量、含有量）とありますが、これは土壌環境基準的なVOCから金属から全部含むものという意味でしょうか、それとも油に関してということでしょうか。油についても、溶出の油と含有の油、赤外分析法による含有の油の試験法がありますし、いろいろあるので、土壌の環境基準あるいは土対法の基準など、今までもさんざんやられている</p>

	<p>ので、この油に的を絞った分析も必要ではないかと思ひます。</p>
中村室長	<p>1つは當座委員の方からの分ですが、先ほど申し上げたとおり、浸透水が地下水に流れ込んでいるかもしれないといったような意味合ひで、SS分を含んだ形で粘土層を通過するというのはなかなか判断しにくいことでもありますので、水の流れと申ひますか、汚染の経路と申ひますか、そういった面ではろ過したものについての評価も必要であろうと考えております。</p>
	<p>もう1つ、池田委員の方からございました今後の調査項目の土壌分析の溶出量、含有量につきましては、今現在こういった項目での評価をしていきたいと考えてお申ひして、汚染状況につきましては、明らかに油汚染というのは現状我々も見届けてお申ひすし、そういった部分については最低限やっていかなければならない分析項目だと考えております。それ以外の項目につきましては、今後さらに検討を加えた上で判断していきたいと思ひております。</p>
池田委員	<p>土壌の含有の評価ですけれども、土対法で定められていますよね。でも、あれは表記としては含有基準というふうになっていますけれども、試験法はあくまで溶出ですので、あれによって含有試験をしたとは全く言い切れなひ。もう少し国際標準的なEPAの方法とか、本当の意味での酸性雨とかそういった自然状況の中での金属の溶出に耐え得る試験をやらなひと、土対法の含有試験では全く意味がないと思ひますので、その辺も考慮された方がよいと思ひます。</p>
中村室長	<p>今申し上げたとおり、この中身につきましては、詳細な部分についてはまだ決めておりませんので、検討の段階で考えさせていただきたいと思ひます。</p>
當座委員	<p>2ページの地質構造のところ、地質の粘土層の連続性を確認していただくということで、これはこれでしていただきたらよいと思ひますけれども、処分場には大きな穴があけられていて、わかっているだけで平成10年のときの穴と平成3年にあけられた大きな穴があるわけですけれども、それ以外にも掘られた穴があるという証言もあるわけです。ボーリングしていただく中で、人為的に掘られた穴によってその連続性が破壊されているということもあり得ると思ひますけれども、そこら辺はどんなふうを確認していったらよいのでしょうか。</p>
中村室長	<p>ここに示させていただきましたのは、あくまでも自然的な状態における地層の連続性についてまず調査する必要があるだろうと思ひております。そういった意味で、委員ご指摘の意図的にどこどこにこういった穴といったものにつきましては、できるだけ情報を収集しながら、可能な限りそういった部分についての調査も別途考えていく必要はあるかと思ひますけれども、ここでの地質構造につきましては、あくまでも自然的な状況についての確認をまずきちっとしたいという意味でございます。</p>
當座委員	<p>その下のガスのところで、孔内ガスの調査をされるということで項目を挙げてくださっています。このガスの測定に関しては、深度ごとにきちっとはかっていたらよいということなんでしょうか。</p>
中村室長	<p>これにつきましては、後ほどの資料3の廃棄物状況調査の中で説明申上</p>

早川委員 げることかもしれないんですが、平成 17 年度に実施いたしました 3 m ごとにガスを測定するといった方法をここで採用してはどうかということは、資料 3 の方で後ほどご提案させていただきたいと思っています。

中村室長 前回も申し上げたことなんですけれども、今中村さんがおっしゃったように、これは自然対象のこれまでの調査の結果と今後の対応方針が出ているわけなんですけれども、社会的な調査結果の報告は今後あるんでしょうか。つまり、元従業員に対する聞き取り調査なり、あるいは R D 社がどこの企業と取引があったのかとか、そういった問題に対する整理というのは今後あるというように考えてよろしいんでしょうか。

中村室長 社会学的な問題につきましては、私どもの方でこういった資料をご用意させていただいたらいいのか若干戸惑っている部分もございますので、具体的にこういった資料をとというようなご指摘がございましたら、可能な限り調整したいと考えております。ただ、いわゆる個人情報にかかわる内容とかいったような部分につきましては、若干ご用意できない部分があるかもしれませんが、可能な限り準備させていただきたいと思っております。

当座委員 浸透水のところに、処分場内は廃棄物処理法に定める基準で行い、処分場周辺及び処分場の底部の地盤、地下水の環境は環境基準等関係法令に定める基準で評価するというように書いてくださっていて、処分場の中は廃掃法で見ていただいたらいいと思います。地下水に関しては、廃掃法の廃止基準というものが有りますし、環境基本法の地下水の水質に係る環境基準というもので評価していただけたらいいなと思っています。

中村室長 ご指摘の内容につきましては、最終的な廃止の基準を満たすということが埋立処分場の満たすべき最終段階というように考えておりますので、当然のことながら、廃止の基準を満たすような方向での対応といたしますか対策といたしますか、そういったものは念頭に置いた上でやっていくべきだと思っています。

岡村委員 最終的にどういう対策をとるかはまだこれから検討するところでありますし、また調査の問題についてもこの後説明を受けますので、特にこの段階でというご質問がなければ……。ございますでしょうか。

当座委員 質問ではないんですけれども、廃棄物のところにも係ってくるかもしれませんが、浸透水、地下水の分析の項目に関してちょっとお願いしたいと思っております。以前いただいた資料の中で、産廃特措法に基づく特定支障除去等事業における評価基準の対比という資料をいただいております。山梨県の方で、生活環境保全上の支障において、処分場からの浸出水による水質汚濁（ビスフェノール A）のおそれがありますということで挙げられているのを読ませていただいて、栗東市の方ではビスフェノール A を分析していただいている井戸が幾つかあるんですけれども、今回の追加調査においても浸透水、地下水でビスフェノール A を分析していただきたいですし、今行っていただいている浸透水、地下水のモニタリングにおいてもビスフェノール A を項目として 1 つ挙げていただきたいと思っております。

中村室長 地下水の環境基準とか、この中でいきますと安定型処分場での浸透水の基準とか、いわゆる基準で定まっている分につきましては、評価の仕方といえますか、そのあたりもきちっとでき上がっているということだろうと思います。ただ、委員ご指摘のビスフェノールAにつきましては、国全体の中でも、今のところ評価の基準といえますか、それがどの程度であれば問題なのか、どういった状況でどういうことでといったようなものも含めまして、現時点で県として評価する基準を持ち合わせていないということもございまして、現段階では何とも申し上げようがないということになるのかなと思っております。

当座委員 山梨県の方ではこれはどういうふうに関評価されたのか、ご存じでしたら教えてくださいいただけますでしょうか。

中村室長 現時点で手元に資料がございませんので、そのあたりにつきましては存じ上げておりません。

当座委員 基準がないということは知っているんですけども、ビスフェノールAが出てくるというのは、処分場に当然廃プラスチックが埋められているので、そこから出てきている。自然由来でないという部分では、処分場由来のものだと思うんですけども、周辺の地下水なり浸透水で調べていただいて、処分場にあるものがどれだけ地下水の方へ出ていっているのかという一つの指標になると思いますし、基準がないから調べないじゃなくて、そこはきちっと調べていただきたいと思います。

中村室長 現段階ではご意見としてお伺いさせていただきます。

岡村委員長 具体的な調査の問題は午後からまた取り扱いたいと思いますので、細かい点についてはご異議もあるかと思いますが、おおむね現状評価と課題の整理についてはこれですとすることにしたと思います。それよろしいでしょうか - -。

(「 異 議 な し 」)

では、そのように取り扱わせていただきます。

正午を過ぎましたので、一旦ここで休憩をとりまして、再開は午後1時からということにいたします。よろしくお願いいたします。

(休 憩)

岡村委員長 一部の委員がお戻りではないかもしれませんが、予告いたしました時間になりましたので、委員会を再開いたします。

(2)
追加調査
の実施に
ついて

次は、議題(2)の追加調査の実施についてであります。まず、事務局から説明をお願いいたします。

中村室長 それでは、資料2の追加調査の実施について説明をさせていただきたいと思っております。

まず、今後の追加調査についてでございますが、この委員会では、当初知事のあいさつにもありましたけれども、この秋までに効果的で合理的な対応策をまとめていただきたいということをお願いしております。対応策の検討に際しましては、後ほどご説明させていただきます廃棄物の状況調査とか地

下水調査、そういった調査結果に基づき検討するということが当然必要になってくるわけでございます。今後実施いたしますこれらの調査につきましては、可能な限り早い時期、例えば夏ごろまでには調査結果が整った上でやっていきたいと。ご指摘があるかもしれませんが、できるだけ早い時点から調査をやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料2の具体的な追加調査につきまして、谷本の方からご説明させていただきます。

谷本主査

最終処分場特別対策室の谷本です。よろしく申し上げます。

まず、1ページ目でございます。処分場の現況測量計画図という図面がお手元の方にもあると思います。

現在お手元にあります平面図につきましては、平成15年1月に測量したものを使用しております。平成15年12月から平成16年3月までの北尾側の法面後退工事、平成16年11月から平成17年6月までの深掘り箇所是正工事によりまして、こちらの図面の緑色の部分が大きく改善された状態になって現在に至っております。このことによりまして、現況地形を把握して、実際埋め立てられた廃棄物の量を確認することを目的として測量をしたいと考えております。測量内容につきましては、基準点測量15地点、平板測量0.021km²、中心線測量300m、縦断測量300m、横断測量300mという形で考えております。

こちらで図面で言いますと、この部分が大きく改善された区域でございます。こちらの部分につきましては、現況が法面整形されて覆土された状態にありますので、この図面と違いますので、測量を実施したい。あわせまして、この1本の線が縦断測量という形で、現況の地形をもう一度把握したい。それに直交する形でそれぞれ横断測量をしまして、また地形を確認する。そして、今後行う廃棄物調査によって現地盤と廃棄物の境が明らかになりますので、実際に埋め立てられた廃棄物量がわかるというふうな形を考えております。

引き続き、地下水調査についてご説明させていただきます。

地下水の流向を確認する目的でボーリングするポイントを示しております。地下水の流向は、旧地形や対象となる地層の勾配、水頭等の影響を受けるため、地形や帯水層の状況を考慮してポイントを選びました。旧鴨ヶ池には2つの谷筋がありまして、谷筋の鴨ヶ池への流入口、こちらですけれども、2-1と2-2というポイントにボーリングを打ちたい。また、それぞれの上流側の1-2と4-1というポイントでボーリングを打ちたいと考えております。また、処分場外からの地下水がどのように流入してくるのか、もしくは流出するのかという観点から、処分場の周縁につきまして、3-1、1-1、4-2、3-2というボーリングを打ちたいと考えております。

大きな谷が2本ありまして、鴨ヶ池の流入部のこのポイントとこのポイントにまず打ちます。そして、こちらの谷筋を上がったこのポイントで1カ所打ち、この谷筋を上がったポイントでもう1カ所打つという感じです。それ

と、処分場全体を取り囲むような形で、このポイントにボーリングを打つ。なお、3 - 1につきましては、部会の方でも話がありましたし、委員会の方でもありましたけれども、今現在県 No. 3 は Ks1、Ks2 の 2 つの帯水層をとっておりますので、そのかわりに違うポイントでもう一度水を確認したい。それと、4 - 2 につきましても、県 No. 2 の代替という形で、ここに 1 ポイント打たせていただいて、Ks2 帯水層の水をもう一度確認したいと考えております。あと、それぞれ外周部に何力所か、それと真ん中につきましても 1 点ボーリングを打ちたいと考えております。

次に、3 ページ目ですけれども、地質構造を確認する調査ということで現在考えております。こちらにつきましては、3 ページ目の左下端に調査地点の大き目の位置図を入れているんですけれども、まずその図面で測線を説明させていただきます。

経堂池下流にある市 No. 3、市 No. 7、また経堂池上流にある市 No. 1 を通りまして、処分場全体の長辺、長手方向に当たる中央部を通る測線を測線 1 という形で決めさせていただきます。これは、過去から想定断面図等で用いている測線と考えていただければ結構です。

この測線に直交いたしまして、それぞれ既設のボーリングを通る測線を測線 3、測線 4 という形で設定させていただく。それと、鴨ヶ池の入り口部分の 2 - 1 と 2 - 2 のボーリングポイントを通る測線を測線 2 と決めさせていただきます。これによりまして、長辺の測線に対して直角方向にそれぞれ断面を切ることができまして、地質構造がおおむね明らかになるのではないかと考えております。

なお、経堂池上流につきましては、既往のボーリングの市 No. 10、市 No. 1、県 No. 9 を通る測線を委員会資料の中でつけさせていただきますけれども、この測線を用いまして、処分場全体の大きな測線 1 に対する断面方向がおおむねすべて切れると考えております。

次に、4 ページ目から、全体のボーリングをした中でどのような項目を行っていくかということの説明がなされております。

目的につきましては、今申しました目的でボーリング調査を行わせていただきたい。それぞれのボーリングにつきまして、各帯水層から地下水がとれますので、水質分析を Ks1、Ks2 の水に対して行いたいと考えております。なお、透水試験とか物理試験、火山灰分析、微化石分析につきましては、地層の構造が不明瞭であるとか、そういう場合に必要に応じて実施させていただきたいと考えております。

なお、水質分析につきましては、周辺の地下水の過去からの分析で 1 度でも検出されたものを分析対象として現在のところ考えさせていただきます。地下水の分析につきましては、全量分析はシス - 1,2 - ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム、総水銀、鉛、ヒ素、フッ素、ホウ素、pH、COD、SS、電気伝導率、ダイオキシン類、以上 15 項目を考えております。その後分析につきましては、主

に重金属類、カドミウム、総水銀、鉛、ヒ素、ダイオキシン類、以上5項目で分析を行いまして、今後このデータを用いて評価をしていきたいと考えております。

なお、5ページ目に補足説明があるんですけども、こちらにつきましては、今後ボーリングを行う上でそれぞれの物理試験等をどのような考えで行うかということについて整理させていただいております。処分場内で廃棄物がある場合には、ボーリングは廃棄物調査も兼ねて行います。調査孔は、すべて観測井として仕上げまして、対象とする帯水層はKs1もしくはKs2層にそれぞれ分けて観測井を設けたいと思っております。室内透水試験につきましては、粘性土層の遮水性を把握することを目的といたしまして、必要に応じて行いたい。物理試験につきましては、項目として土粒子の密度、含水、粒度試験を考えておりますけれども、ボーリングコアを観察しただけでは連続性が判断できない場合にそれぞれの試験を行いまして、その試験結果の値をもって地層の評価をしていきたいと考えております。火山灰分析、微化石分析につきましても同様で、コア分析だけでは地層構造について判断できない場合に、必要に応じて実施させていただきたいと思っております。なお、栗東市の方で市 No. 9 付近に Ks1 層を対象とした観測井を設けるということをお聞きしておりますので、県 No. 3 に対応する 3 - 1 というボーリングにつきましては、Ks2 層を対象とした井戸という形のつくり込みにしたいと考えております。

次に、地下水流向測定の方法ですけれども、全体といたしましては7ページが一つのフローになっておりますので、こちらの方を説明させていただきまして、6ページの図面はパワーポイントで説明させていただきたいと考えております。

基本的に地下水の流向につきましては、まず既設井戸が周辺にございますので、既設井戸を用いて一斉測水、これは水位をはかるということで、全体のある一定時期に地下水の水位を同時に観測します。そのデータを用いまして、大まかな水の流れをまずつかんでいく。その後、既設観測井で孔内流向測定を行いたいと考えております。これは、測定条件を満たしている井戸で孔内流向測定を行うということで、現在1つの観測井で流向がはかれる装置がございますので、それを用いてはかりたいと考えておりますが、測定機器等によってははかれない場合がありますので、その辺につきましては、こちらの方で適切な機械を用いてはかりたい。ただ、条件が満足しない場合にははかれない可能性も出てくると考えております。

以上、の結果をもちまして新しい井戸を設置するわけですけれども、この部分につきましては結果を見て、その結果から適切であると考えられる部分に井戸を打ちたいと考えております。といいますのも、例えば問題になっている県 No. 3 でいきますと、地下水の流向が非常にややこしくなっている可能性がありますので、その辺につきましては、まず、の結果を用いてもう一度検討させていただいた中で、設置箇所等を吟味してボーリングを

打ちたいと考えております。なお、ボーリングを打つときに、そのボーリング孔を用いてもう一度孔内の流向測定を行いたいと考えております。

そこで、そのポイントでの流向がわかるわけですが、その部分は局所的な地下水である可能性もありますので、そのようなことを考えまして、新しく設置した観測井及び今現在設置されている観測井を用いてもう一度一斉測水を行う。これだけの試験を行った後に、全体としてもう一度地下水の流向の総合評価を行いまして、地下水の流れをきっちり把握していくというふうな考えで地下水の流向調査を行いたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

岡村委員
長

ただいまの追加調査の実施についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

早川委員

2点あります。

1点目は、新聞報道等で、来年度の予算がこの案件に関して幾らついたと報道されているのを知っていますけれども、その件についてご説明いただけないでしょうか。つまり、ボーリング調査等で、たしか私の記憶だと1億5,000万ぐらいだったか、報道されていたと思いますが、その拘束力はどの程度あるのでしょうか。つまり、ボーリング調査でそれだけのお金を使うということは決定済みのことなのでしょうか。

上田技監

県議会で、来年度の予算及び今年度委員会が発足して追加調査をやりますのに補正予算をお願い申し上げまして、審議で議決をいただいた額がございます。今年度の予算としては、委員会の発足のときに調査費として2,000万をお願い申し上げている部分がございます。それにつきましては、今年度執行が難しいということから繰り越しをさせていただいておりますので、来年度この委員会でご承認いただいた部分としてそれを使っていきたい。それから、来年度分の予算として1億円のお金を議決いただいております。これは、追加調査にすべて割くことになるということではなくて、ここの対策委員会で今後の対策に係るいろいろな調査が必要だということで、我々としてはこの程度のものが要るだろうというような説明を申し上げたということでございます。ボーリングに使うということばかりではなくて、全体として合理的で妥当な対応策を立てるに当たって必要な調査の諸経費ということで、1億円をとりあえず計上し、議決をいただいたという状況でございます。

早川委員

とすると、合わせて1億2,000万、そのうち使っているものも幾らか我々の手当等でありませうから、1億円ぐらいの使い道をここで議論すると考えてよろしいのでしょうか。

上田技監

まだこの委員会として我々がやります調査についてご審議途中でございませうので、1億2,000万がご審議対象になると考えていただいてよいかと思います。

早川委員

それを踏まえての2点目の問題なんですけれども、先ほども言いましたように、我々はこれからここの処分場の調査、対策をしていく上で、どのような価値基準でやっていくのかというところを、先ほどから事務局とのや

りとりばかりですけれども、内部で詰める必要があるだろうと思います。何を先にやるのか。たしか前回、伊藤委員だったと思いますけれども、緊急対策と恒久対策と2つ必要なんだというような発言もありました。緊急にやるべきことと少し時間をかけてもいいこと、それは何なのかというところをこの委員会内部で意思統一する必要があるかだと思いますけれども、そういう議論をしていったらどうでしょうか。

岡村委員 長 それは非常に難しい問題で、今すぐここでとはなかなかいかないんじゃないかと思うんですけれども。

早川委員 これから追加調査をするのに、まずそれを決めなければいけないんじゃないですか。それが進まなければ、次の話には行かないと思いますけれども。

岡村委員 長 調査をして、しかる後にどういう対策を立てるかという話になるのではないのでしょうか。調査の前に対策を決めるというのは、前後が逆ではないかと私は思うんですけれども。

早川委員 その調査をする順番というものもあるでしょうということなんです。何を最初に調査すべきなのかということの議論をしなければいけないでしょう。そのためには、この処分場の対策をする上で何が重要なのかということを決めて、それから何を先に調査すべきかという話になるわけで、そういう価値基準の議論をしなければいけないというのは当たり前だと思います。

岡村委員 長 そうすると、今事務局からご提案のあった内容についてはどう取り扱えというふうにおっしゃるんですか。

早川委員 とりあえずこれは聞いた上で、対策委員会としてどうしましょうかと。これまで、先ほどの現状評価と課題の整理についてというのがありますから、これが出た上で、じゃあどこから取り組むのかという議論をまずするべきだと思います。その上で、先ほどから申し上げているのは、私は危険性が一番あるものから手をつけるべきだと思っています。その中で、先ほどから言っていますけれども、焼却炉問題がオミットされているということは納得いきません。だから、こういう発言になっております。

岡村委員 長 ということは、よく私理解できないんですけれども、具体的にどういう提案をされるんでしょうか。

早川委員 では、私からの意見を申し上げさせていただきますけれども、まず地域住民に対して、何が一番不安のもとになっているのか、そしてどういう具体的な危険性があるのかという話を最優先すべきだろうと思っています。地下水問題は、確かに重要ですが、すぐさま住民に影響を及ぼすということではありません。焼却炉は、もし能登半島のような地震が起きた場合、倒壊して周辺の住民に被害が及ぶ可能性があるかもしれません。それから、ダイオキシン類が飛散するという不安を日々抱えて暮らしているというのは周辺住民にとっての事実です。この問題を最優先して私は取り組むべきだと思っています。それをまず解決した後で地下水問題というのが望ましい手順ではないかというのが私の意見です。

岡村委員 ということは、現在提案されている追加調査とそれとは齟齬するというこ

長
早川委員

とですか。この調査は実施すべきではないと。

いえいえ、そんなことはない。順番の話をしているんです。だから、先ほど来年度1億2,000万という話を確認したんです。1億2,000万のうち、それをどういう優先順位で使うのかということを考えなければいけないでしょうということなんです。やらないと言っているわけではないんです。どういう順番で問題を解決していくのかという話をしましょうよということなんです。もし焼却炉問題は安全だと、ここは置いておいても大丈夫だとおっしゃるんだったら、地下水問題を先にやっても構いません。しかし、先ほどの現状評価の話の中でも、焼却炉に対する明確な安全性の意見がありませんでした。私は素人ですが、地域住民として大変不安を感じているのは、あの焼却炉の問題です。ですから、そこをはっきりさせていただきたいということが私の意見です。

岡村委員
長

この点、事務局の方がいかがでしょうか。あるいは、専門部会の方にお聞きした方がいいのかもしれませんが。

上田技監

県がRD問題に取り組む一番大きな課題という形で、県は対応方針案というのをつくらせていただき、これに基づいて今回対策委員会を設置し、いろんな対応策のご検討をお願い申し上げております。それは、基本的には埋立処分場から起こる問題を我々としては非常に大きな問題ととらえ、どのような廃棄物が埋められて、どのような環境汚染が起こっているのかを明らかにし、我々としては生活環境の保全に支障がないように対応策をとらせていただきたい、そんなことをやりたいというのが大きな眼目でございます。

したがって、現在環境汚染として明らかになっている地下水問題に早急にいろんな対応策が必要だろうというのが基本的な受けとめでございますし、それのもとになる埋立廃棄物が本当にどうなのかということも早急に突きとめた上で、必要な対応策が出てくれば、それもやっていく必要が出てくるだろうと考えておりますけれども、今先生からご指摘でございますように、あそこには焼却炉が2基ございます。これは、先生方にも現場を見ていただいてきております。今後、あの処分場全体を管理する中で、どういう形の管理が一番望ましいのかという施設全体の管理の問題も大きな問題だろう、これについてもご議論をお願いしたいというのが私どもの考えでございますけれども、そういう中でいろいろな施設がございます。処分場としても、例えば処分場の流出防止には安全性をどう考えるのかということとあわせて、焼却炉の安全性についてもご議論は一定必要だろうというのが私どもの思いでございます。

そういうことから、我々として焼却炉問題に取り組む思いは持っておりますけれども、今まで最終処分場問題を中心にやってきましたことから、実態として倒壊の危険性、今先生が言われたように安全性の確認が十分できておりません。そういうことで、我々としては、調査の必要性があるだろうということを専門部会には申し上げましたけれども、その段階で終わっております。先生方のご議論がございまして、処分場の一角にある焼却炉について

	<p>調査が必要だ、具体的な案を早くつくれという指示に基づいて、我々としては、きょうの段階では焼却炉については調査計画案を出しておりませんので、一定そういう結論が出ますれば、これについてはお示しをしたいし、ご検討をお願いしたいという考えでございます。</p>
樋口委員	<p>専門部会のおきにも、焼却場のダイオキシン類の問題が生活環境保全上の支障になるかどうかという議論がありました。そのときの議論としては、現在建屋の中におさまっているということと、焼却灰等を撤去されているということもあって、先ほど地震というお話がありましたけれども、現状のまま、例えば解体とか撤去等を行わない限りは、生活環境保全上の支障はすぐに起こるということはないだろうということで、次のステップで調査をしてもいいのではないかと議論をしたと思います。</p>
木村委員	<p>この焼却場の問題につきましては、平成15年に改善命令に基づく工事についての地元の協力という要請がございました。そのときに地元から非常に強く出たのは、そういう見えないところの部分については県の言われるとおり協力します。しかし、毎日見ている、頭の上にそびえている焼却炉を何とか取っていただくか、安全な形で対策を講じてもらわないことには、毎日が不安でかなわないということです。毎回の説明には、協力はするけれども、最後には焼却炉の安全性についての要望が過去なされてきました。したがって、今こういう追加調査をしていただくのは当然のことでございますけれども、焼却炉についてもあわせて、これの安全な方法での撤去とか、より一層安全な形での管理というものが具体的に見えるようにしていただきたいと思っております。</p>
岡村委員長	<p>ということで、私個人としては、この追加調査を行えば焼却炉の問題はできなくなるというわけでもないわけですから、別にそれを排斥するものではないわけですから、焼却炉については今後とも検討していくということになるだろうと思っております。そういう点で、この追加調査自体についてはいかがですか。</p>
當座委員	<p>この追加調査は追加調査できよう検討すればいいと思うんですけれども、今出ている炉の問題は、きょうここに計画が出ていないので、今すぐに議論できないと思っておりますし、次の委員会にはどういうふうに調査するのかということもきちっと出していただきたいと思っております。地元住民としては、あそこの炉を何とかしてほしいということは県に対してずっとお願いしてきた話なので、地下水の汚染と同じようにみんなが要望してきたことなんです。ここでやっぱりきちっとしていただきたいと私は思っておりますし、今、炉が老朽化しているということで、倒れないように補強みたいなことがなされているわけで、そこまで老朽化してきている。地震でもあって倒壊してしまったら本当に大変なことですし、次の委員会には議論できるような形をとっていただきたいと思っております。</p>
早川委員	<p>お手元に私の出した本の資料を今日お配りしているんですけれども、その</p>

中で私が書いていることです。生活被害調査を周辺住民の人たちにしています。その結果の声がそこに記載されているんですが、こういう声が地元の人たちからたくさん聞き取れました。越してきてからずっと砂ぼこりがひどく、床が黒っぽくなったりする。雨が降った後にからっと晴れると、においがきつくなる。飼っていた犬が死んだ。毎年夏にひどくなる。洗濯物を外で干せない。植物の葉が変色した。車や植木、雨戸等が黒くなった。車は白が黒に変わるぐらいで、洗っても落ちなかった。処分場方向の窓が異常に汚れた。車に白い灰が付着したこともあった。以前から生ごみの腐ったようなにおいがすることがあった。昼夜問わず重機を動かす音がした。子供が寝つかず困った等々、いろいろあります。

この原因は、あの焼却炉からのばい煙という可能性が極めて高いです。それ以外にも、処分場からのほこりが風に舞ってやってきているわけです。これに地域住民はずっと苦しめられてきたわけです。この問題に対して対策をとらなかった県、この場に至ってもやらないのかと私は今憤っています。この対策委員会は、地元の人々の声をやはりくみ取らなくてはいけない。そして、何が多くの人たちを悩ませてきたのか、その元凶をまずは除去する、そこから対策は始まる、そのための調査をすべきだ、私はそう思います。もし焼却炉の問題が何も手つかずに、今回のような追加調査をやるんでしたら、私は反対します。

岡村委員
長
當座委員

ということですがけれども、事務局、何かありますか。

きょう示されている追加調査に関しては、資料としてはこれだけだと思うんですがけれども、今出ている炉の問題で、炉の解体をするに当たっての調査という形で、追加調査の中にもそれを含めていただいて、次回の委員会に資料等を出していただいて、そこで議論して、どういうふうな形で調査をして進めていくのかということをしていただいたらいいんじゃないかなと思います。

上田技監

いろいろな先生方のご要望を今お聞きいたしておりますが、きょうお示した追加調査については、焼却炉について案を提示いたしておりません。我々、今説明申し上げたとおり、専門部会で今までの調査結果からこういう追加調査が必要だというご議論を賜り、今回の提案になっているわけですが、焼却炉につきまして、どういう形で調査するとよいか少し検討させていただいて、ご提案がございましたように、次回の専門部会ないしは対策委員会のときに県の考え方をお示しし、ご議論をちょうだいしたいと思います。

それで、今回につきましては、提案した調査計画と並行して、そこら辺はできるだけやれることになるのかなと思いますので、順番というお話がございましたけれども、我々としてはやれるものはすべてやっていきたい。これは調査しないと対応策が出てまいりませんので、調査をさせていただきたいので、次回我々の考え方を示すということで、きょう提案申し上げました

調査計画についてご議論をお願いし、それから次回に出すべき焼却炉の計画案につきまして何かご指示なりお話がございましたら承らせていただきたいと思います。

伊藤委員

今議論になっております旧焼却炉の問題も、屋外に暴露されたままの状況であるということで、内部は恐らくダイオキシン類の塊だと私も考えているので、早急な撤去、安全策をめぐらせるというのはもちろんのところなんですけれども、今ご説明いただきました地下水の件ですね。目に見えない汚染地下水が琵琶湖のどのぐらいにまで向かって今走っていつているのかというのは、見えないだけにすごく不安で不気味な状況であると思うんです。

今、地下水の流向と水質を探るということをご説明いただいたんですけれども、その中で流入量と流出量、処分場に入る地下水、出ていく地下水の把握というのにも必要じゃないかと私は思うんです。といいますのは、先ほど早川委員から、前回か前々回の私の恒久対策と応急対策という発言の中で、処分場全体が本当に素晴らしい宝の山でありますので、すぐにでも撤去できたらいいんですが、そういう状況には今現在ありませんので、いかにして地下水汚染を軽減させていくかということに関しましては、応急対策という中で、まず処分場内に入ってくる地下水を入れないことによって、当然出す量が減るわけですから、押す量も変わってきますね。高いところから水圧がかかって地下水を押ししていくということで、今、北西の方向に1日1.4mでしたか、そのぐらいで下流に向かって流れると。それが上から押さなければ、その進度は当然遅くなると私は素人ながら考えているわけなんですけれども、それを上で止めて、なおかつ下から出る地下水もくみ上げ、ろ過し、無害化に近い形で下流に戻してやるという措置と、あともう1つ、大事な1点なんですけれども、降雨、要するに雨が降って表流水と浸透水に分かれるんです。この比率と地下水を分けて、どういう形でそれを措置していくかということもこの中で含めて考えるべきであると思っております。それで、根本的な対策が立てられるまでに、地下水汚染については幾ばくかの軽減をさせることができると考えています。

その点についての見解と、これは最後に言おうかなと思っていただんですけども、先ほど上田技監から施設全体の管理が必要なんだということをおっしゃっていただきました。そのことについては、前回は議論になったかと思うんですけれども、まず処分場の所有権の確保というものが優先的に第一であると私は思っております。管財人は、今の状況の中で、あの処分場の面倒を見ていけるのは年内いっぱいというような形で考えていらっしゃると思います。その後、道中でありまして、新所有者が現れた場合、その使用基準に関してどのような網がかぶせていけるのかということと、いろいろな問題が発生すると思われる中で、我々も含めて県がこれからきちっと問題を解決していく中で、この処分場をどういった形で保全していくかということについてお考えを聞かせていただきたいと思います。

中村室長

非常に難しい話を1ついただいたかなと思っております。

先ほど担当の方から申し上げた地下水につきましては、基本的には流向を測定していくということで、流量まで可能なかどうかにつきましては、担当の方からもう一度説明させていただきたいと思っております。

私の方でお答えさせていただくのは、所有権の問題を以前からそういう形でご指摘いただいております。現在、RD社が倒産したということで、所有権につきましては破産管財人の管理のもとにあるということ、それから所有権の移転につきましては競売の可能性もある。これは、破産管財人のこともありますし、債権者からも可能であるといったことから、あの土地が安易な形で手放されないようにということで、破産管財人並びに債権者には個別に当たりまして、そのあたりの理解を求めているところでございます。現時点で債権者から聞いている限りでは、たちまち手放すといったことは考えていないという答えをいただいているというのが1点でございます。

もう1つ、あの埋立処分場がだれかの土地になったときに、今後の問題といたしまして、RDの処分場につきましては、今現在ご検討いただいている内容で、いろいろ生活環境上の支障ということが現にあるだろうと思っておりますし、当然のことながら所有者にはそれなりの責任もかぶってくるということにつきましても、その説明の中でさせていただいているとおりでございます。現時点ではそれをもってしても所有したいというような話は聞いておりません。こういった中で、もう少し議論していった上で、この土地そのものについて、先ほど技監が申し上げた施設の管理の問題等の中で議論が熟してくる、そういった段階でまた話は出てくるのかなと、漠然とした感じ方で申しわけございませんが、そのあたりについては考えているということでございます。

谷本主査

今現在、栗東市が設置されている、もしくは県の方でもあるんですけども、地下水の水位計がございまして。それと、上砥山の方に県が設置しているテレメーター - - 雨の流量を把握するものですが、そのデータもございまして。それをあわせまして、今後やろうとしている処分場での地下水の流れ等を把握することによりまして、処分場に入ってくる地下水の量が解析できると考えております。ですから、今現在のデータだけで流量を把握するということはちょっと難しいと思っておりますけれども、今後この調査を行った結果、そのデータをもって流入量等について検討するということは可能だと考えております。

伊藤委員

中村室長にお答えいただいた分なんですけれども、新所有者に措置命令が課せられる、また使用制限をかけるといった中で、所有者があらわれない。そして、原資はふんだんにあるわけではございません。その中で、管財人がもうやめたいというような状況の中で、その後、これはどうされるおつもりですか。

上田技監

実は、答えを求められているんですけども、今の時点で、長期にわたって何をどうするというよりも、我々県としては、この対策委員会で環境保全の支障の除去にどういう対策をどのくらいかけてやる必要があるのかという

答えを出して、まずは環境問題について対策を講じたいと考えております。それに問題が生じるような、例えばあそこに土地所有者があらわれないような一定の対応はしていく必要があるし、今債権をお持ち、あるいは破産管財人でおられる方に、そういう対応を県がやるということをお願いを申し上げ、一定のご理解をいただいているという状況でございます。もしいろんな問題が債権管理上出てきた場合には、県にご相談が当然あるものと思っておりますので、まずこの対策委員会のご審議を優先させていただいて、それを見守ってくださいと破産管財人にはお願いしている状況でございます。

対応策が出てきた時点で、破産管財人としてもどうするかお考えになるでしょうし、我々としても、対応策の実施に当たって、長期的にどう見るかということも検討する必要があると出てくるだろうと。実施計画の中でそこら辺は明らかにしていきたいと考えますけれども、今の時点で、対応策をこれからご検討いただく中で、県としての考え方なり、あそこの土地所有について示せということであれば、現時点で県は土地を所有するという考えを持っておりませんので、今のところ破産管財人の管理にゆだねた中で対応策を出し、その支障、いろんな問題があるのであれば、県の権限をもっているような対応をしていきたいと思っているものでございます。いろんなお考えはあると思いますけれども、ここのご審議の中でいろいろ出てくるかと思えますし、県としてももう少し整理をしていく必要があると思えます。

島田委員

前回欠席いたしましたので、既に議論済みなのかもしれませんが、話が少し広がっていますので、この機会に私が今感じているところを発言させていただきます。

この処分場の問題は、リスクあるいは影響を受ける可能性が多岐に及んでいるものですから、ややモグラたたきのいろいろなものをこれまでもやってきたんでしょうけれども、既に長年のいろいろな調査結果が蓄積され、いろいろなデータもあるので、フェーズに応じた調査ニーズがあると思うんです。地下水については、既にある程度検出されていて、リスクもそれなりにある中で、今回の調査は何をしようとしているのか。対策を検討する場ですけども、対策のオプションは無限にあるわけではなくて、多分、技術的、工学的あるいは制度的に、もし地下水の問題が非常にリスクが高くなったときに、とれる具体的な対策というのはある程度想定はし得る。そういうものを想定しながら、その対策の設計のための調査、これをこういうふうにするためにやるというフェーズまで行っているものと、それから今ご議論のあった焼却場の話というのは、今は稼働されていないわけですけども、大量の有害物質が蓄積されていることは明らかで、それが現状において一体どれだけ周辺にリスクを及ぼしているのか。それは、まだ検出もされていないでしょうし、地下水に比べると前の段階ですが、いろいろなフェーズがあるので、そのエンドポイントに応じて、あるいはリスクに応じて、この問題の全体像を整理して、この調査はここをやるため、この調査はここをやるためといって整理して、1枚の全体像をまとめられたらいいかなと思ひまして、発言

させていただきました。

この検討会の内容は、非常に大部な技術的なものに行きがちなんですけれども、この問題の全体像の中で、この調査の位置づけをそれぞれ明らかにした上で、できることからということにならざるを得ないかもしれませんが、いろいろな不安も少し和らぎながら、限られた時間の中で進んでいくということになるんじゃないかと思います。

上田技監

今先生がおっしゃったように、我々としてもできるだけ全体像をお示しし、そして全体としてよくしていく必要がありますし、時間のかかるもの、あるいは早急にやらなくてはいけないもの、いろんな見方はありますものの、限られた時間とお金の中でできるだけうまくやっていきたいという思いを事務局としても持っております。

そういう中で、きょうご指摘いただいた中の一部不足する部分については早急に詰めて、我々としては、現状評価と課題の整理という2枚のペーパーで、ほぼこういうような状況がわかっている、こういうご議論を専門部会でちょうだいした上で、こういう調査を今後やりたいというような大ざっぱなものをお示したつもりでございますけれども、対策委員会の行われるたびに、現状の確認ということも込めまして、全体像の中でどういう認識をし、どういう調査を今やっているという位置づけをやるためにも、先生が今おっしゃった全体像がある程度見えるようなものを何か用意していきたいと感じているところでございます。どんなものが本当に望ましいのかについては、また個別にご相談させていただいて、よい案を提示し、ご理解をちょうだいしながら、調査なり対応策のご審議を賜りたいと思います。

岡村委員長

今我々が議題にしておりますのは追加調査の実施についてでありまして、先ほどから焼却炉の話が出ておりますけれども、別にこの調査をしたからといって、焼却炉についての問題の検討を行わない、あるいは調査を行わないというものではありません。先ほど事務局の説明があったとおり、これは並行して行われるものでありますから、こちらを立てればそちらが立たないという関係にもないとは思っております。したがって、今出ております追加調査の実施について、これでいいかどうかという点について意見をいただきたいと思っております。

早川委員

今、島田先生がおっしゃった意見に基本的には賛成です。処分場の問題は幾つかあります。1つは焼却炉問題です。それから、地下水問題、ガス問題です。そして、伊藤さんがおっしゃったように、全体計画の問題です。この4つの問題にどういうふうに取り組むのかということをしっかり押さえる必要があるだろうと思っております。そして、具体的には、焼却炉、地下水、ガスの中でどういう優先順位をつけるかということになるだろうと思っておりますが、ガス調査に関しては、専門部会の方の見解が明確に出ていまして、硫化水素に関しては早急に対策等の措置を講じる必要性はないと判断すると出ていますから、とりあえず置いておいてもいいんだろうと思っています。そうすると、地下水と焼却炉の問題ということがあります。それから、全体計画の問題が

あります。その辺については、それこそ同時並行的でもいいですから、話をしていかなければいけないだろうと思います。

そういうことをまず申し上げた上で、委員長の進め方に対して私は注文をつけたいと思うんですが、毎回、事務局どうですか、事務局どうですかというふうに投げ返して聞くと、結局、原案どおり承認します、いろいろ意見が出ましたけれども、大まか原案どおりでよろしいでしょうかということにしかたないんです。それじゃだめですよ。行政が我々行政以外の人たちで委員会をつかった以上は、やはり行政とは違った立場で、もっと自律的な議論を積み上げて、そして答申を上げていかなければ。もちろん、予算をつけるのは行政側ですし、行政の話聞きながらやらなくてはいけないんですけれども、毎回毎回投げ返していたら、自律的な答申が出せるはずがないです。もう少し委員同士での議論ということを誘導していただきたい。それをお願いしたいと思います。

岡村委員長

ご意見はお伺いいたしておきます。

池田委員

資料2の追加調査の実施についての5ページをお開きいただきたいんですけども、この問題を大きく分けると、焼却炉、地下水、ガス、全体計画と今早川先生がおっしゃって、それはそのとおりだと思うんですけども、そもそもこの処分場に何が埋められているかがわかれば苦労はないわけです。そこがわからないので、ガスが出たからガスというようなことをやってきたのが今までで、長い時間がかかったにもかかわらず、場当たりの調査になっていて、今からもう一度総合的な調査をせざるを得ないという実態になっていると思うんです。そのためにも、中に何が埋まっているかというのをある程度把握せざるを得ないと思います。

5ページの(3)の一番上に、処分場内で行うボーリング調査は廃棄物調査も兼ねるとあるんですが、ボーリング調査は、さっきご説明がありましたように9本ですよ。特に、地図で見ていただくと、Bゾーンというんでしょうか、今施設が建っているあたり、3ページの図でいうと赤い線の幅の広い部分ですが、ここについてはまだ手つかずの状態ではないんでしょうか。ということであれば、この部分、何が埋まっているかわからない状態のところの中身を、もう少しメッシュを細かく切った上でボーリングをして、どういうものを過去埋めたのかと。もちろん、事業者の調査からある程度それが把握できていれば別ですけども、そうでない場合には、後からそういうものは書類等では実際と違っていたりすることもあるわけですから、処分場内に何が埋まっているかを把握するためのボーリングというのをもう少しきめ細かくやられてもいいのではないかという気がしたんですけども、これについて専門部会の方ではどのようなご意見だったんでしょうか。

樋口委員

専門部会の方では、埋まっている廃棄物の量と質の調査をするということで、その調査の方法については今回事務局からご提案いただくということになっておりますので、多分この後の資料3の方に提案が出てくるんだと思

	ます。
池田委員	それであれば、資料3も一体的にご説明いただいた方が全体を見やすいんじゃないでしょうか。
岡村委員 長	両方一括してしなくてはいけないのか、それともこれはこれとして済ませた後で具体的に資料3を見ていくのか、いかがなものでしょうか。
當座委員	別々に見ていくのか、廃棄物の調査も一緒にしていくのかということ、ボーリングの数が9本というのは、廃棄物を見る場合も変わらないわけですか。9本の中で地下水、地質構造、廃棄物を見ていくということであれば、そこも含めて一緒に議論していかなくてははいけませんし、9本はあくまで地下水と地質構造の部分を見ていく、廃棄物に関してはもう少し細かくメッシュを切った中でボーリングをしていくということであれば、別に別々でも構わないんですけれども、そこはどうでしょうか。
中村室長	それでは、この件につきましては県の方で作成いたしましたので、ご説明させていただきます。資料3の方ですけれども、あくまでも現時点での調査計画ですと、さらにそのボーリング以外に処分場の中で6カ所の廃棄物だけの調査のためのボーリング地点といいますか、そういった場所を選定しております。それにつきましては、もう少しきめの細かいといいますか、地下水調査のためだけではなく、廃棄物だけの調査といったような形での場所を選定してご説明させていただきたいと考えております。
當座委員	そういうことでありましたら、今提示されている地下水と地質構造の追加調査に関してちょっと意見を言いたいんですけれども、よろしいでしょうか。
岡村委員 長	どうぞ。
當座委員	地下水の調査の地点なんですけれども、この間専門部会を傍聴させていただいて、県No.3の井戸は、今の状態ではいけないから、掘り替えなくてはいけないという話を聞かせていただきました。2つの帯水層があるので、それを見られる井戸を2本設置していただけるのかなと思っていたんですけれども、そのあたり、横山先生、県No.3の井戸に関してどうでしょうか。
横山委員	専門部会でも言ったんですけれども、ここはものすごく難しいところで、県の資料によりますと、もともとの鴨ヶ池の流水が比較的近いところを流れていて、単にKs2、Ks1だけの水ではなくて、沖積層の水が入ってきている可能性が否定できないような気がしております。したがって、理想的には、現在の追加調査の案にあるように、山の方に1つと、もう1つ、浅くてもいいから、廃棄物の集積場、つまり処分場に近いところと2本掘っていただくとよくわかると思います。ただ、これはなかなか難しく、掘ればわかるというものではないので、掘ったときの状況とか、砂のやわらかさとか、粘土のやわらかさとか、これは何だという、要するに堆積物の識別の能力がありますから、なかなか難しゅうございます。理想的には、山の中に1本と廃棄物に近いところに1本、2本掘っていただくのが一番いいと思いますが、予算の関係もあるかもしれません。その点で、もう一回過去の資料を洗い直して、

ちゃんと計画を立てる必要があるような気がします。ボーリングについて詳しい事情を知っている状況の中で、過去の資料をもう一遍サーベイランスし直す必要があるのではないかと思います。

それから、ついでですけれども、追加調査の実施についてという題になっていますが、これは廃棄物状況調査もありますから、要するに地下水と地質に関する追加調査として考えたら一番いいような気がしまして、先ほどから早川先生がおっしゃるように、全体の追加調査の中で一番必要なものはどれかということは抜きにして考えられているということを感じます。

中村室長

今、當座委員の方からございました Ks1 と Ks2 の混在した形での問題というのは、専門部会の中でも、横山先生の方から、県 No. 3 の水についてはわけがわからぬというふうなご指摘だったと思うしています。

そういった意味で、今ご指摘のありましたように、6 ページの地下水流向調査地点計画平面図を見ていただきたいんですが、下の方に県 No. 3 (地下水観測)と書いてございます。この赤い丸のところの状況がよくわからない。この場所では Ks1 と Ks2 の両方の水をとっているということがございますので、今回、3 - 1 ということで、処分場の外に1カ所、Ks2 をねらったボーリングを行いたいと思っております。

もう1つ、先ほどの説明の中で、5 ページの(3)の最後のぼつですが、栗東市で市 No. 9 付近に Ks1 層を対象にした観測井を新たに設置するという事で、もとの6 ページに返っていただきますと、市 No. 9 の地下水観測地点というのは県 No. 3 のすぐ横でございまして、この付近で Ks1 層をねらったボーリングを行われるとお聞きしておりますので、県のデータ、栗東市さんのデータをあわせもって、このあたりの県 No. 3、Ks1 と Ks2 の問題等については対応していきたいと考えております。

當座委員

先ほど横山先生がおっしゃってくださったみたいに、県 No. 3 の井戸よりもちょっと山側の3 - 1 という場所ですね。ここは、山の方からの水というか、その自然な状態での水を見ていただくのでは、それはそれでいいんですけども、県 No. 3、今までモニタリングしていただいている、処分場からの影響があるのかなのかという部分では、市道側、できるだけ処分場に近い部分で2本、2つの帯水層をとらえた井戸をつくっていただきたいと思っています。

中村室長

今回掘らせていただくボーリングにつきましては、流向調査等も兼ねている中で、私どもの理解でいきますと、県 No. 3 の位置というのは、ある意味で言うと流向がわかりづらいのではないかと思います。このあたりは、横山先生にもいろいろ調査をなさっている関係でお伺いしたい部分があるんですが、もともとの沢筋みたいなところ、沖積層の影響もあるかもしれない。そういった中での流れは、降雨の関係とかいろんな自然現象の中で、非常に影響を受けやすい場所ではないかという印象を持っております、あえてその場所を外れたような形で、全体の地下水の大きな流れといいますが、余り影響を受けないといいますが、そういった意味での大局的な流れを

	<p>探る上でこういった場所を設定させていただいているということでございます。</p>
當座委員	<p>そういうお話であれば、3 - 1というのはそういう位置づけで1本ボーリングさせていただいて、県No. 3に替わる井戸としては処分場の周辺で2本設けていただきたいと思います。</p>
中村室長	<p>県で行いますのと同時に、栗東市さんの方でも、周辺状況の確認ということで、先ほど申しあげました市No. 9の近くでKs1ねらいの井戸を掘られるということで、県のデータだけではなしに、栗東市さんで行われるデータも活用しながら、そのあたりは判断していきたいと思っております。</p>
當座委員	<p>Ks1に関して、栗東市さんの方で市No. 9の近くで井戸を設けてくださるということに関しては、また市の調査委員会もありますし、検討していただくことでありがたいことだと思っておりますけれども、県No. 3の今ある井戸にかわって、2つの帯水層を見ていくモニタリングの井戸として設置するという話に関しては、私は3 - 1のこの場所というのは反対です。ただ、地質構造を見ていく上でということと、先ほど中村さんからお話があったように、全体の地下水の流れの中で確認していく必要があるという位置づけで3 - 1でボーリングするというのであれば、それは賛成できます。</p>
上田技監	<p>専門部会にいろいろお話を伺いながら場所は決める必要があるだろうし、先ほど横山先生の方からは、過去のいろいろなデータのサーベイランスをやって、いろんな状況を把握した上で場所を決めるべきだというご示唆もいただきました。それで.....</p>
横山委員	<p>栗東市の方もそういう考えを持っていると思いますが、今までの栗東市の対策委員会では、ここでいう赤線、要するにRDの土地の中には入っていけないという思考があったわけです。ここは県の領分であると。市の対策委員会は赤線より外側でしか仕事をしないと。したがって、市の対策委員会と両方協力してやることは非常にいいことですので、その点の位置については再検討して、なるべく早く結論を出してやったらいいと思います。</p>
上田技監	<p>したがって、ここに3本も打つのは避けたいと。我々としては、この地下水のKs2とKs1の実態がきちりわかり、流向、流速もある程度推察できるようなボーリングを、市と共同して、この周辺で2カ所打つことによって状況把握をしたいと思っております。それで、今當座委員が言われたように、3 - 1というのは、山側にあることで少し問題があるのかなのか、もっと適当な場所があるのか、これは特に横山先生が現場に非常に詳しくございますので、お聞きした上で、市と協議をし、この周辺2カ所に、市と協力して、市のご理解を得て、1カ所ずつ県、市が受け持った形でボーリングをし、地下水の状況把握をさせていただきたいと思っております。</p>
岡村委員長	<p>ということで、焼却炉の問題につきましては、今後とも並行して検討、調査をしていただくということで、現在出ております追加調査の実施につきましても、今お話のあったとおり、必ずしも掘る井戸の位置はピンポイントでここに決まるというものでもないようでありまして、おおむねこうい</p>

	う形ということで、できれば.....。
當座委員	4 - 2の場所なんですけれども、これは地下水の調査においてどういう水を見るということでその場所に設けられているのか、もう一回説明いただけますでしょうか。
谷本主査	4 - 2につきましては、県 No. 2 の地点が委員会の方で議論になりましたので、その部分についてもう一度まず水質も確認したい。それと、この部分は、旧地形からいいますと、ひょっとすると処分場の水が外に出ている可能性もあるということも考えられますので、この地点でボーリングを打って、地下水の流向をきっちり確認していくということで、この位置を考えさせていただいております。
當座委員	もう1つ、県 No. 9 の井戸も、2つの帯水層があるんですけれども、井戸としては1つという形で、ここはどんなふうに2つの帯水層を見ていかれるのか、事務局の方からお願いいたします。
谷本主査	県 No. 9 につきましては、今現在確認されている帯水層は Ks2 及びその上部にある Ks3 と認識しております。今現在、ストレーナー位置につきましては、Ks2 層の水を観測している状態にありますので、ここにつきましては今後とも継続して Ks2 層の水をモニタリングしていきたいと考えております。
當座委員	Ks2 に関してはモニタリングを続けていくということですが、Ks3 に関してはどうなんでしょうか。ここは深掘りの工事が処分場の中で行われまして、そのときに出ている浸透水が地下水に入っていないかという部分でみんなが心配していましたし、その効果を見るのに、県 No. 9 の井戸で観測していくことで効果が見られるんじゃないかという話も以前ありましたので、その部分を考えていただけたらありがたいと思っています。
中村室長	ご指摘の Ks3 につきましては、資料1の現状評価と課題の整理についての4ページでございますが、今のところ地層がどのようになっているのかというのがちょっとわかりにくい状況でございます。あくまでもこれは推定地層構造でございますので、Ks3 がどういったところでどういう状態にあるのかということを確認した上で、そのあたりは判断していった方がいいんじゃないかなと今事務局の方では考えております。
早川委員	先ほど横山先生がおっしゃったように、資料2は地下水と地質に限定した追加調査というふうに理解をした上での質問ですが、この調査を行うことによって、地下水の流動と廃棄物量 - - 最初の処分場の現況測量計画は廃棄物量の把握だろうと思いますが - - は明らかになる、それを目指した調査と解釈してよろしいんでしょうか。
中村室長	1つ目の測量につきましては、これまでできていなかった上部についてきちっと測量したい。あわせて、後ほど出てまいります廃棄物の状況調査なり、今回のも含めまして、処分場の中で行うボーリングによって、地山、いわゆる廃棄物がどの程度まで入っているかといったことを確認した上で量的なものを把握したいという意味でございまして、資料2ですべてが満たせるかということ、それは若干違う部分がございます。ただ、基本的には、今早川委員

	<p>がおっしゃったように、この追加調査によりまして地下水の状況を把握し、あわせて地盤構造をきちっと把握することによって、今後どういった対策を考えていくべきなのかといったような中での重要な資料になるのではないかと考えています。</p>
早川委員	<p>全体計画の中で、その後の廃棄物状況調査も含めてだろうと思いますが、廃棄物量と地下水の流動が把握されるのは、この調査を実施していつごろというふうにもくろんでいらっしゃるのでしょうか。</p>
谷本主査	<p>いつごろというのは、結果が出るのがということでしょうか。</p>
早川委員	<p>はい。</p>
谷本主査	<p>それは、先ほど追加調査の前段で室長の方から説明がありましたように、夏ごろには調査結果を出して検討に入りたいと考えております。</p>
早川委員	<p>私は素人なので、単純な話で確認させてください。夏までに、あそこの処分場の廃棄物量はどのくらいである、地下水はどういうふうに流れているということがはっきりわかるんですね。それから、今度はどういう対策をするかという議論に移れると、この調査をやることによってそれが可能になると解釈してよろしいんですね。</p>
中村室長	<p>そのように考えております。</p>
當座委員	<p>今、地盤の現況測量計画で廃棄物量がわかると。上部についてと中村さんはおっしゃいましたけれども、そうしたら、下の方というか、穴が掘られて廃棄物が埋められているかもしれないという部分も含めてわかるということですか。</p>
中村室長	<p>先ほど申し上げましたとおり、後ほどご説明させていただく廃棄物状況調査の中で、どこまで廃棄物が埋まっているかといったことを確認した上で、その表面的な測量とあわせもって廃棄物量全体について確認できるのではないかと考えています。</p>
早川委員	<p>それならば非常にわかりやすくなりました。夏までに地下水の流動をはっきりさせると。それから、廃棄物量をはっきりさせると。それから、焼却炉の問題について、先ほど言いましたけれども、安全性の現状についてはっきりさせると。そういう目標をまず明確にしてもらって調査をやっていただきたい。それは、夏まででしたらもうそんなに時間がありませんから、同時並行的にやっていただいて構わないと私は思います。重箱の隅をつつくような議論をするよりも、何を明らかにするためにどういう調査をやるのか、それはどういう方針でやるのかということをはっきり確認していくことが重要だと私は思います。</p>
當座委員	<p>4ページのボーリング調査の水質分析項目の中で、先ほどもビスフェノールAを入れていただきたいをお願いしていたんですけれども、再度ここでお願いしておきたいのと、あと水質を見るときに、午前中に池田委員の方からお話があった有機物に関して、窒素とか、有機物があるのかないのかの指標になるようなものも項目に入れていただけたらありがたいと思います。</p>
中村室長	<p>ビスフェノールAにつきましては、先ほどお答えさせていただいたとおり</p>

(3)
廃棄物状
況調査に
ついて

岡村委員
長

でございます。

それと、有機性のものにつきましては、今回、4ページの例でいきますと、周辺地下水からCODを測定することになっております。ただ、CODと申しましても、過マンガン酸カリウム消費量のCODでございますので、すべての有機物をはかっているわけではない。また、今お話がありました有機物等について、こういったものを追加すればいいのかといったようなことについては検討させていただきます。

ということで、この追加調査は、他の調査等を何ら排斥するものではありませんし、また早急に調査を進めていかないことにはこの後どうしようもないわけでありまして、したがって、おおむねこの追加調査の実施についてはこれで了承したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか - -。

(「 異 議 な し 」)

では、そうさせていただきます。

それでは、議題(3)の廃棄物状況調査について、事務局から説明をお願いいたします。

中村室長

それでは、私の方から資料3に基づきまして廃棄物状況調査についてご説明させていただきます。

まず、1ページをあけていただきたいんですが、これは前回も説明させていただいた内容でございますので、左の枠の中に経年的な調査、その周辺には各地域での調査を書かせていただきました。基本的には、B以外のところについては何らかの調査はやったという程度で説明はとどめさせていただきます。

次に、2ページを開いていただきたいんですが、廃棄物の状況ということで、こういった調査を行いたいということが2ページの図でございますので、その考え方といたしましては、3ページを開いていただけますでしょうか。今2ページで見いただきましたように、廃棄物の状況につきましては、基本的には格子 - - メッシュを切った上で調査していきたいと考えております。

そのメッシュの考え方でございますけれども、基本的には、3ページの方にも示させていただきましたけれども、概略調査として3,000㎡程度になる格子を考えております。この3,000㎡につきましては、支障除去のための不法投棄現場等現地調査マニュアル - - 後ろの方にA4判でご用意させていただいたものがございますけれども、後ほど見ていただければ結構かと思っておりますが、そちらの方でおよそ3,000㎡を1つのメッシュとして考えるということもございまして、3,000㎡程度ということで、3,000㎡を単純に割ると55m程度ですが、ちょっと中途半端ですので、60mメッシュで切らせていただきました。その60mメッシュの中で調査を行い、何らかの問題があった場合につきましては詳細調査ということで、さらに細かい部分についての調査を行いたいということでございます。

その下の調査地点の選定方法につきましては、基本的には各メッシュごと

に調査していきたいと考えております。ただ、これまでに調査した地点もございません。特に、最初の1ページ目で申し上げましたけれども、既に調査したところについては一定わかっている部分がございますが、今回の調査につきましては、処分場全体を60mメッシュで切りまして、そのメッシュの中は均等といいますか、同じバランスをとった形での調査にしていきたいと考えております。

それから、4ページ目を開いていただけますでしょうか。廃棄物の状況調査といたしましては、まず目的といたしまして、廃棄物の性状（有害物質の有無）それからその量、廃棄物の厚みがどの程度あるのかといったことを廃棄物調査として実施したいと考えています。それから、基本的にはボーリング調査で行うというふうな考え方のもとで、孔内ガス調査として3mごと、同じく孔内温度についても3mごとに測定していきたいと考えております。土壌分析 - - 廃棄物の分析につきましては、1mごとに試料を採取いたしまして、1つは全混合 - - 全部混合した混合試料でのサンプル、それから孔内ガス検査等において非常に濃度の高かったところプラス前後1m、3m分を1つの試料として分析していきたいと考えております。

調査方法といたしましては、その下に書かせていただきました。ボーリング調査、ケーシング調査、それとちょっと変わった掘削調査ということで、3つに分けさせていただいております。基本的には、メッシュ調査の中ではボーリング調査ということで実施していきたいと考えています。

そこに適応のよい点、よくない点を整理させていただきました。ボーリング調査ですと、掘削に際して粉じんの発生が少ないとか、深い深度までできるとか、任意の深度の廃棄物の性状を把握できるとか、ボーリング孔内を利用して試験測定ができるといった利点もある反面、掘削孔径が小さく、最大でも10cm程度ということで、その孔径内の廃棄物しか採取、観察できないといった不利な点もございます。

一方、以前RDの処分場で行ったケーシング調査ということで、直径約1.5mのものを順番に打ち込んでいくことで内部の廃棄物を取り出していくという方法がございます。この方法ですと、利点といたしましては、廃棄物の性状をよく観察できるということもございますし、非常にわかりやすいようなことになるわけがございますけれども、一方、ボーリング調査の費用の点でまずひっかかる部分がございますして、ボーリング調査よりも大きな重機を使用いたしますので、非常に高くつくということが1つ、もう1つは、孔内のガス測定などでは拡散してしまうということがあって、ちょっと調べにくいのではないかと懸念しております。それと、法面付近ですと、重機を設置するというので、危険性の問題、作業性の問題等々から考えると不利な点があるのではないかと考えています。基本的には、こういったボーリング調査を行いながら、各メッシュの状況を把握していきたいと思っています。

もう1つ、掘削調査というのをここで挙げさせていただきました。おおむね今申し上げたような形での調査を進めていきたいと思っていますが、異常

なものが埋まっているかもしれないというふうな状況のもとでは、できるだけそのあたりを確認するための調査ということで、掘削調査につきましては、異常な廃棄物の調査というものを念頭に置いて進めていきたいと考えております。

分析項目等につきましては5ページなんですけど、逆に2ページに戻っていただきたいと思います。横方向にA、B、C、D、E、縦方向に1、2、3、4、5ということで、メッシュに切っております。先ほど申し上げましたとおり、処分場全体について、黄色の枠でかいてありますが、これは無視して見てください。例えば、A-2の場所ですと赤の三角ですが、右上の方を見ていただきますと、赤三角はボーリング調査地点の廃棄物調査という地点でございます。赤丸の地点は、先ほど来出ている地下水調査と地質調査も同時に兼ねている地点でございます。黒い丸がこれまで行ったボーリング調査の地点、黒三角がこれまでの坪掘り調査でやった地点、黒四角が坪掘り調査の中で土壌分析を行った地点、それから1つ飛ばしまして、赤の斜めの線のところは掘削調査の対象範囲というふうにまとめております。

ということで見ていただきますと、A-2は廃棄物をターゲットとしたボーリングを行う。同じくA-3につきましては、真ん中あたりに廃棄物をねらった調査を行いたい。B-2につきましては、地盤等の調査も行うと同時に、地山までの間の廃棄物の状況について調査する。B-3ですと、H16-2というのは繰り越しでやりましたので、実際は平成17年の調査なんですけれども、そういったところで既に廃棄物のボーリング調査を行った地点はあるわけですが、さらにB-3の場所が今回の地下水調査、地質調査等も兼ねておりますので、このあたりにつきましては両方で評価していく。先ほどご指摘のありました黄色のあたりについては、余り調査ができていないのではないかとということで、例えばE-2、右端の方ですが、廃棄物をねらった調査ということで、このあたりでやってみればどうかと。あくまでもこれは地図上で選んだ場所ございまして、実際には現場の状況、可能な調査の方法等によって場所が微妙にずれるかもしれないんですが、例えばE-2ですとそういう位置、E-3、E-4につきましては廃棄物層をねらった調査をこのような形で行いたい。D-2につきましては、現状、木くず焼却炉が真ん中にどんとございまして、D-2の赤丸の部分が地下水調査等も兼ねておりますので、この場所についてD-2の代表地点というふうな考え方で進めたいと思っております。

等々で眺めていただきますと、掘削調査の対象範囲でございますが、下の方の西側平坦部というところは、ドラム缶が105本検出された場所ございまして、この法面、さらにその下にはドラム缶が埋まっているのではないかとということで、かねてから心配している場所でございますので、このあたりについては重機による掘削によって確認していきたい場所というふうに設定させていただきました。また、D-2の10m四方の場所につきましては、一部情報によりますと、ドラム缶等が埋まっているのではないかとされてお

りますので、そういった場所についても重機による掘削を考えております。同じくD-4につきましても、形として残るであろうといったような廃棄物が見つかるかもしれないということで、こういった場所についての掘削調査も今回の廃棄物状況調査の中で位置づけてやらせていただきたいと思いますと考えております。

ただ、重機調査につきましては、余り深いところまで掘れないという欠点がございます。深いところを掘るということであれば、2段掘り、3段掘りといったことでやる必要があるわけがございますけれども、今回の時間的な問題等々から考えてみますと、これらにつきましては今のところ5m程度と。西側平坦部につきましては、切り崩すということでございますので、そういったわけではございませんけれども、上の方の平坦部につきましては、一定そういう制限も受けながら調査をしていきたいと考えております。

5ページに、どういった調査を行うかということで、数量的なものを示させていただきました。表1-3につきましては、それぞれの調査内容と数量を挙げさせていただいております。室内試験の透水試験につきましては、地山まで達した段階で、地山自身の透水試験を場合によってはやる必要があるかもしれないということでございます。孔内ガス、孔内温度につきましては、3mごとにやった場合のおおよその見込み数、それから浸透水も出てくるであろうということで、浸透水の分析等をやっていきたく思っておりますし、廃棄物土 - - ごみと廃棄物のまざったものにつきましては、先ほど申し上げたような方法で2検体ずつぐらいを測定していきたい。

分析項目につきましては、その下の方で、廃棄物土と浸透水それぞれについて、これまで説明させていただいたような内容でもって測定していきたいと思っております。また、孔内ガスにつきましては、たちまちの影響はないとはいうものの、埋立処分場の中では、まだ安定化していない状態等を今後も確認する必要があるということで、お示したようなガスの調査を3mごとに行っていきたいと思っております。

以上でございます。

岡村委員
長
早川委員

それでは、ただいまの事務局の説明について質問、意見がありましたらお願いいたします。

何点かありますが、今回はまとめてしゃべることにします。

1点目は、掘削調査は段階的に一つ一つやるんでしょうか、それとも同時並行的にやるんでしょうかということです。これまでいつも段階的にやっていて、ものすごく時間がかかるので、なるべく効率よくやっていただきたいということが1点です。まずそれをお聞きします。

2点目は、嘉田知事は情報公開が大変重要だとおっしゃっています。この調査のどこかの段階でやはり現地説明会があつてしかるべきだと思いますので、ぜひそれを入れていただきたいというのが2点目です。

3点目は、冒頭に私が申し上げたことにもかかわるんですが、出てきた廃棄物の性状をしっかりと確認していただきたい。しかも、何のためにそれをや

	<p>るかという、将来的には排出者責任を追及できる可能性がありますから、どこが出してきたものなのかということをしっかり把握するような問題意識を持って調査に当たっていただきたいというのが3点目です。</p> <p>以上、見解をお聞きいたします。</p>
中村室長	<p>まず、1つ目の掘削というのは、重機による掘削のことをおっしゃっているんですか。</p>
早川委員	<p>はい。</p>
中村室長	<p>可能な限り同時進行でいければと思っておりますが、そのあたりは、正直申し上げて時間も余りございませんので、先ほど説明させていただいたとおり、夏ぐらいにはすべて終えるような形を考えております。</p> <p>それと、住民説明会は、こういった形で住民の代表の方々も参加していただいているわけでございますけれども、当然のことながら、住民の方々への調査の説明についてはやらせていただきたいと思っています。</p> <p>それと、廃棄物がどのようなものであるかといったことにつきましては、先ほど5ページの説明が抜けてしまいまして、申しわけございません。廃棄物組成分析ということで、こういった廃棄物であるかといったことについてもきちっと記録に残した形で進めていきたいと思っています。</p>
當座委員	<p>大きな掘られた穴がどこにあるのかというのはこの調査でわかるんですかと先ほどから質問させていただいて、説明の中のどこかでしていただけるのかなと思っていたんですけれども、なかったので、再度質問させていただきたいというのと、平成3年の穴というのは、写真にも残ってしまっていて、場所も大体わかると思うんですけれども、C-1というのがその場所に当たるんでしょうか。</p>
中村室長	<p>こちらでは、この場所あたりではないかなと見ています。</p>
當座委員	<p>ほかに掘られた穴があるのかどうかというのは、このボーリング調査でわかると考えておられるんですか。</p>
中村室長	<p>私どもが今持ち合わせている情報の中では、當座委員のおっしゃいましたC-1について、平成3年ごろに深く掘ったのではないかと指摘がございますので、この場所につきましては廃棄物がどのような状況であるかということを確認したいということでございます。それ以外の場所につきましては、私どもも情報を持ち合わせておりませんので、今のところそういったところについての選定場所は考えておりません。</p>
當座委員	<p>証言等で、ここら辺に穴を掘ったというのがもしわかるようでしたら、それを調べていただきたいですし、どこか穴があいていて、その部分から浸透水が地下水に流れていってしまっているということでは対策をとれないわけで、その部分はどんなふうに調べたらいいのかというのはこの委員会の中でも考えていただきたいのが1点です。</p> <p>それと、今説明のありました状況調査計画図のD-4ですけれども、KB3というところはケーシング調査をしていただいている場所なんです。硫化水素が22,000ppm出たというところで、ケーシング調査をしていただいて、</p>

	<p>実際に廃棄物を出していただいたので、確認にも寄せていただきました。そのときに、随分底の方でつんとする揮発性のすごいにおいがしたんですけども、このときに行われた廃棄物土の分析というのが、前処理の仕方が風乾しているということもありまして、VOCに関しては正確なものがわかっていないという場所でもありますので、ここはボーリングをしていただいて、もう一度きちっと調べていただきたいと思います。</p>
中村室長	<p>1つ目のさらに大きい穴といいますか、深掘りしたところがあるのではないかといったご指摘は、また情報をいただければ、可能かどうか、技術的な問題等も含めて検討させていただきます。</p> <p>それと、D-4につきまして、そういうお話がありましたら、それについても検討させていただきます。</p>
池田委員	<p>5ページの調査項目の部分で、先ほど當座委員からご指摘のあった点を補足いたしますけれども、固形物と液体試料について、やはり有機物をねらう調査が項目としてあった方がいいと思うので、TOCと窒素 - 硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素はぜひ入れた方が、CODよりも細かく有機物の存在というのがわかりやすいと思います。</p> <p>それから、油分です。ここに廃棄物の含有量で金属類などが書いてありますけれども、これについてはどういう試験方法を想定していらっしゃるのでしょうか。</p>
中村室長	<p>1つは、今ご指摘いただきました有機物の調査として、これは浸透水の調査ということでよろしゅうございますか。</p>
池田委員	<p>はい。固形物でもできますけれども。</p>
中村室長	<p>基本的には、今委員のご指摘のありました内容も含められるかどうか、そのあたりは検討させていただきたいと思います。</p> <p>もう1つ、分析法の具体的な方法につきましては、例えば廃棄物ですと、環境省告示13号といったような形で、何らかの形で定まっている方法についてやっていきたいと思っています。</p>
池田委員	<p>含有については、告示の19号、いわゆる土壤汚染対策法の指定になると思うんですけども、あれだと含有をやった意味が全くないので、それで含有調査をしたということにはなりませんので、その辺だけは気をつけていただきたい。それと、油について、先ほど資料1のところでお指摘があったので、この中でも、少なくとも何らかの油の溶出と含有とか、あと鉍物系、TPH試験とかを入れるべきではないかと思います。</p>
中村室長	<p>廃棄物土、廃棄物等がまざったものにつきましては、基本的にはこれまで今委員ご指摘のありました土壤汚染対策法 - 本来ですと、埋立処分場は、土壤汚染対策法でいきますと対象には入らない。ごみが埋まっている中で土壤汚染もないだろうという考え方だと思うんですが、あえて土壤汚染対策法に基づく形での汚染状況ということで確認してまいりました。さらに、どの程度までの分解でもって考えていくかといったことにつきましては、この席でこれでといったことはなかなか……。私ども現に今資料等も持ち合わせて</p>

當座委員	<p>いない状況もございますので、これにつきましては検討させていただきたいと思ひます。それと、油分につきましても検討させていただきます。</p> <p>廃棄物の分析の方なんですけれども、先ほど委員会の中で処分場の中は廃掃法で見ていくということを確認されていたと思うので、今までは廃棄物を調べていただくのに土壤汚染対策法ですてこられたかもしれせんけれども、この追加調査に関しては、廃掃法の中でいろいろ測定方法が決まっていますので、その方法でやっていただきたいと思います。</p>
中村室長	<p>それと、含有量に関して、鉛、ダイオキシン類の2項目だけだということ、溶出で出てきたら測定するということになっていますけれども、溶出で出る出ないじゃなくて、初めから含有で調べていただきたいと思います。</p> <p>今ご指摘のありました内容につきましても、どれだけであれば可能であるのか、それとこれまでの埋立処分場の中でのデータといったものも再度検討した上で判断していきたいと思ひます。</p>
樋口委員	<p>5ページに孔内温度測定というのがあるんですけれども、孔内温度測定をとられるのであれば、定常地温というんですか、この温度を評価するために、全く関係ないところの表面から1mぐらい下の太陽光線の影響を受けない地温を測定しておけば、平常地温と孔内の温度がどういふふうな関係にあるのかというのがわかると思ひますので、できればつけ加えていただきたらと思ひます。</p> <p>それから、先ほど浸透水のお話があつて、窒素類とTOCを追加していただきたいというお話があつたと思ひますけれども、それも私は賛成です。特にTOCと、あとBODもやっていただきたらどうかと思ひます。その理由は、CODは難分解性の有機物も含まれていますので、BODが減ってくればある程度埋立地の安定化も進んできたという一つの指標になりますし、BODが下がつてCODだけ残つていれば難分解性の有機物で、後は生物分解が起こらないというのがわかりますので、そういった指標にもなると思ひます。それから、窒素類は、測定することによって、特に亜硝酸が出たときに、亜硝酸をCODとしてカウントしてしまいますので、CODが急が上がつたりするときの一つのチェック項目として亜硝酸をやっておいた方がいいのかなと思ひます。</p>
中村室長	<p>十分そのあたりも配慮した上で、最終的な分析項目については決定したいと思ひます。</p>
池田委員	<p>評価なんですけれども、先ほどから、基準のないものは分析をしない、調査をしないというような基本的なお考へのように伺つていたんですけれども、全国で、環境省の指導のもとというんでしょうか、法律に基づいて自治体がモニタリングしているデータが膨大にあるわけですから、県内のそういったモニタリングのデータなどの相対的な比較というのは非常に重要だと思ひます。特に、処分場内は処分場内なので、一般環境と比較はできないと思ひますけれども、そういった既存のモニタリングデータとの相対的な比較によって、ここがどういふような状況かというのは十分評価できるわけです。</p>

中村室長	<p>から、何も基準があるなしにこだわる必要はないのではないかと思います。</p>
中村室長	<p>今委員のお話にもありましたけれども、あくまでも埋立処分場ということで、先ほど當座委員の方からもありましたけれども、例えばビスフェノールAはどういった状況で出てくるのか。一般的には、いわゆるプラスチックとか、そういったところから出てくるのではないかということが言われております。そういった状況の中で、モニタリングにつきましては、いろんなところでの調査結果があるということは承知しておりますけれども、一概にそれらのデータと比較するということが妥当かどうかにつきましては、まだまだ疑問が残る部分もあるかと思います。それにつきましては検討させていただきたいと思います。</p>
早川委員	<p>後ろについている不法投棄現場等現地調査マニュアルを見ますと、概略調査として確かに3,000 m²程度ごとに1カ所と書いてありますが、その右のところに詳細調査、30m格子(必要に応じ10m格子)と書いてあるんです。そうすると、今回の55mメッシュの調査は、要するに概略を把握するだけの調査で、しっかりした調査をやるためには、もっとメッシュを細かくしなければだめですよというふうにマニュアルには書いてあると思うんです。今回の調査は、概略調査でおしまいということなんですか。それとも、ここで何か問題が発生した場合、さらにすぐ10mメッシュ、あるいはもっと細かい形での調査もあわせて夏に出すということなんですか。どちらですか。</p>
中村室長	<p>基本的には、今お示ししましたメッシュで、各メッシュごとに調査をしていきたいと思っています。ただ、今いろいろなご指摘の中で、分析したところ異常なものが確認されたとかいったようなことは想定されますので、そういったメッシュにつきましては、さらにそのメッシュの中の状況を調べるという意味合いで、例えば30mメッシュでやるということも一つの方法ではないかと思っています。今、全体として夏までということでも申し上げていますが、今申し上げました詳細調査、30mメッシュまですべてその中でおさめるためには、こういった調査につきましてもできるだけ早く取りかかりたいというのが思いでございます。</p>
早川委員	<p>私は7年以上これを見ているものですから、いいかげん調査はやめてくれというのが本音のところなんです。早く対策に移ってくれということなんです。だから、臨機応変に詳細調査が必要ならすぐ入ってもらって、さっさと結論を出してもらいたい、それは心からの声です。すぐ対策にいけるように、とりあえずこれをやってみてから皆さんと相談して、また検討させていただきたいなどという悠長なことをやらずに、この場で僕は承認していいと思うんです。詳細調査に臨機応変に取りかかるということをお願いした方がいいと思います。</p>
池田委員	<p>3ページを見ていただきたいんですが、例えば調査地点の選定理由の表の15番目のD-3は、県No.5で廃棄物の性状と層厚を確認しているので、今回は調査しないということなんです。その1つ前の地図を見ていただくと、D-3のメッシュの中の県No.5のボーリング調査はかなり端の方にあるわ</p>

(4)
委員から
の提出資
料等につ
いて

けです。この 3,000 m²の中で、これが本当にここを代表しているものかどうかというのは、そう言い切れる過去の調査があったということによろしいわけですか。

中村室長 この場所につきましては、メッシュで切った中で、第1処分場と書いている四角いものがあるんですが、これは現状既に建物が建っているところでございます。そういった中で、掘れる場所というのはなかなか難しいのではないかといいた思いで、県 No. 5 がその範囲内にありましたので、これでもって代表することはできないかなということ提議させていただいたものでございます。

横山委員 県 No. 5 の周辺が広くあいているという感じがどうしてもするので、県 No. 5 というのは、たしか硫化水素が一番たくさん出たところでしたね。違いましたか。最初に何万 ppm と出たのはどこでしたか。

當座委員 KB3 です。

横山委員 この辺の地温とかガスの発生というのは結構大切になると思いますので、今池田委員が言いましたように、本当は第1処分場の「第1」あたりの1cmぐらいのちょうど真ん中辺に掘っていただきたいんですけども、将来詳細調査でもやるような場合に備えて、いろいろやれるようなところを探しておいていただきたいと思います。

中村室長 ご意見を承りましたので、検討させていただきます。

當座委員 私もD-3のところは意見を言わせていただこうと思っていて、横山先生と池田先生の方から言っていたんですけども、コンクリートが張ってあったり、なかなかボーリングしづらい部分で、今まではできるところでできていただいたわけですけども、今回私は、そのコンクリートをはがしてでもきちっとボーリングしていただいて、直下の地下水も含めて見ていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

中村室長 同じ返答で、検討させていただきます。

岡村委員 ということ、予定しておりました時間も近づいてまいりましたので、今いただいたようなご意見を踏まえて、この廃棄物状況調査に着手するということでは承してよろしいでしょうか - -。

(「 異 議 な し 」)

では、そのように取り扱わせていただきます。

次に、議題(4)の委員からの提出資料等についてに移りたいと思います。提出資料は、事前に送付いただいたものを含めて全部で5件ありますので、それぞれ配付された委員から趣旨等を簡単にご説明をお願いいたします。

まず、當座委員からお願いしたいと思いますが、提出資料が2件ございますので、提出資料 と を続けて説明をお願いいたします。

當座委員 資料 の方ですけども、大きく2つ用意させていただきました。第2回の委員会のときに県の方から出されました調査結果と考察について、私の意見をまとめさせていただいたものです。委員の先生方にはお目を通していただいていると思うんですけども、今日、話が出たような廃棄物の分析なり、

地下水をどういうふうに見ていただきたいのかということを含めてまとめさせていただいている分と、後ろの方には、摂南大学の宮田先生の方からいただいている意見書、見解書をつけさせていただいています。早くに県 No. 3 でダイオキシン類が出てきていて、地下 15m のところから採水した水でダイオキシン類が出ているということに関して、早く対応するようにということと、廃棄物を調べるに当たって、メッシュを切ってきちっと調べないといけないというような意見をいただいているのをつけさせていただいています。

もう一つ、資料 の方は、今まで県がしてくださった調査、どういう方法でどう評価してきたのかという部分と、今後行われる追加調査に関して、どういう方法で測定してどう評価していくのかということで、右の方に素案という形で書かせていただいています。

浸透水に関しては、先ほどもお話ししましたように、廃掃法で見えていただきたい。廃掃法の中にもろ過してということは一切載っていないので、評価するときには、全量で分析したものをきちっと評価していただきたいということと、周縁の地下水に関しては、廃掃法の安定型処分場の廃止基準(地下水等検査項目)と水質汚濁に係る環境基準で見えていく必要があるのではないかとことを書かせていただいています。

廃棄物に関しては、この R D の処分場は安定型の処分場です。埋めていいのは 4 品目だけです。4 品目以外のものが入っていることで、浸透水、地下水からいろんな有害物が検出されていると。この部分をどう評価するのかというのは、廃掃法の中できちっと評価していかなくてはいけないんじゃないかと思っています。

廃棄物土に関しては、廃掃法の中で測定方法なりが決まっていますので、その方法でしていただきたいということと、評価に関しても、あくまでこの処分場に有害なものがどこにあるのかを特定するための調査であって、評価するときにはきちっと廃掃法で評価していただきたいということを書いています。

処分場周辺の土壌、処分場の底の面よりも深い部分に関しては、土壌汚染対策法をもって、測定方法なり評価の仕方というのはそこで決められているので、それに基づいてしていただいたらいいなと思っています。

欄外には、先ほどからお話が出ている旧の焼却炉のこと、ビスフェノール A のことをちょっと書かせていただいているので、見ていただけたらありがたいです。

その後ろにつけさせていただいているのは、県の方の公文書です。住民の方から苦情が入って、そのことで対応されて現場に行かれて、R D の従業員の方と話されてどうだったのかということを書かれていまして、実際に私たちが心配しているドラム缶がほかにも埋められているんじゃないかという部分で、結構乱暴に保管されていたりしていたということや、本当は焼却しなくてはいけない廃プラなんかも、揮発性のものが混入していることで、埋め

なさいという指導がなされていたりということもありますし、それを実際に見ていただけたらいいなと思って添付させていただきました。

以上です。

岡村委員
長

これについての質疑はまた後でまとめて行いたいと思いますので、次に竹口委員から提出資料 について説明をお願い申し上げます。

竹口委員

資料の概略ですが、1回目の県の説明で大したことないというような印象を受けたものですから、そういうことはないということで、今までの調査で有害物があの中にたくさんあるということははっきりしているわけで、それを一日も早く除去してほしいと。調査調査でいつまでもかかっているのは、住民としては耐えがたいところです。

それから、表面水の件で、経堂池の水には有害物はないと書いてあったんですが、ダイオキシン類が出ています。先ほど聞きますと、0.2pg-TEQ/L 以下はどこでもあるんだから、そういう書き方をしたということなんですが、下の泥の検査をすると、これだけ有害物がいっぱいあります。これも、処分場の影響は間違いないと思います。

それから、ガスについても、臭気は確認されていないとしていますが、その日によって、処分場の中へ入ると臭いがします。日によって違いますからあれですけども、まだ臭いはあります。

ドラム缶の掘削調査は、住民の証言をもとに行ったんですが、あれは出てきましたし、住民の証言が間違いなかったということで、引き続きすぐにも掘削調査をやってほしいというところです。

4番目には、自然由来を県が結構言いますので、そうではないのではないかとということを書いてみました。

とにかく、一日も早く処分場から有害物を撤去してほしいというのが一番の要望です。

以上です。

岡村委員
長

委員提出資料 は5名の方になりますので、どなたか1名の方、説明をお願いいたします。

木村委員

一番上に署名しております木村でございます。説明をさせていただきます。まず、この対策委員会が一番基本に置いて取り組んでいただきたい部分としまして、今問題になっておりますR D最終処分場というのは安定型最終処分場であるということを十分認識いただいておりますが、いろいろな調査並びに対策を考えていただきますときに、最終はこの処分場が廃止ということになるわけでございますけれども、その場合には、安定型最終処分場の廃止基準というものを完全にクリアする、またはクリアできる見込みが十分あるというものをベースに調査並びに対策を考えていただきたいということで、住民代表の5名でもってお願いをしたところでございます。

なお、このお願いをした先は、当委員長さん並びに部会長さん、それから滋賀県知事さんあてに同じものを用意させていただきました。

なお、この部分につきまして、平成10年5月27日にR D社から処分業の

廃止届が出ておりますが、ちょうど平成 10 年といえますのは、廃棄物の処理に関する基準の強化がこの年の 6 月 17 日より施行されまして、それに向けて全国で駆け込み的に最終処分場の廃止が申請されたという経緯がございます。そこで、この処分場につきましても、処分場を廃止するための前処理として、処分業の廃止届をされたというふうに認識しております。

それで、ここで 2 つばかり教えていただきたいことがあるんですけども、まずこの最終処分場に係る埋立処分の終了の届け出はどなたがするのかということと、それから廃止の確認の申請、この 2 つの届け出者と申請者はだれになるのかということをお教えいただきたいと思っております。

以上でございます。

岡村委員
長

これもちょっと後に回すことにいたします。

では、最後になります。乾澤委員から提出資料 についてお願いいたします。

乾澤委員

栗東市役所の乾澤でございます。お手元の資料 3 点を提供させていただきます。

まず 1 点目は、おめくりいただきましたら、平成 17 年 4 月 22 日付で県に要請したものでございまして、ちょうど中ほどに書いてございますが、改善命令をされた平成 10 年の深掘り箇所に対する地下水の汚染防止対策工事について、遮水部の上部に帯水層を構成する砂層が存在していることが明らかになり、今回の是正工事のみでは地下水汚染防止対策が十分でないことから、次のページでございますけれども、市で設置しております環境調査委員会の横山先生を初め 3 名の専門家の方の見解を添えて、県に要請した文書でございます。こういった内容もよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

次に、ブルーの資料と、その後ろにグリーンの 2 種類の資料を添付いたしております。これにつきましては、市において平成 12 年に設置しております環境調査委員会において調査していただきました内容を市民に報告したものでございまして、ブルーにつきましては平成 15 年に、またグリーンにつきましては平成 18 年に発行したものでございます。中でも、グリーンの 6 ページでございますように、今後の展望とまとめに緊急対策と恒久対策について整理しておりますので、今後の審議の参考をお願いしたいと思います。市としましては、緊急的には地下水の防止対策、その後において処分場の対策によりまして、市民の安心安全な暮らしを達していきたいと願うところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

岡村委員
長

木村委員ほか 4 名の委員の連名の提出資料 を除きまして、その他の資料 について何か質問等ございましたらお願ひいたします。よろしいですか - - 。

では、これはそれぞれ参考にしていただくということで、先ほどの木村委員ほか 4 名の委員の連名によりまして提出資料 について、質問が 2 点出ておりましたけれども、事務局の方から回答をお願ひいたします。

中村室長

先ほどの連名の木村委員からのご質問でございます。廃止届というのは、

既に業の廃止は出ておりますので、施設の廃止届という理解でよろしゅうございますね。法の理論上でいきますと、今のところまだRD社になるのかなと。ただ、あくまでもこれは理論上の話ですので、実態上としてRD社が出せるかどうかといったことにつきましては、もう少し検討しなければならない部分が出てくるのかなと思っています。先ほど出ております廃止の基準、これらにつきましては、当然のことながら、廃止届を出すところが本来そういったデータをきちっととって、そのデータの裏づけでもって廃止届を出すというのが基本的な考え方でございますので、そういったことが可能なのかなのかも含めまして、現時点で廃止届をだれが出せるかということにつきましては宿題にさせていただきたいと思います。

木村委員
中村室長

1つ目の終了の届け出も同じということでもいいんですか。

廃棄物処理法の業につきましては既に廃止しておりますけれども、その後、あの処分場につきましては、業以外に、持ち込み等の廃止といたしますか、終了といたしますか、事実上はそういう形になっておりますし、そういう形での届けをもらう必要があるのかなと思います。ただ、理論上でいきますと、先ほど申し上げたような形で、RD社になるということになるかと思っておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、果たして現時点でそれだけの責任能力があるのかなどといったことも含めまして、これにつきましても先ほどと同様検討させてください。

木村委員

終了の届けを出し、それを受理されて、それから後に廃止届を出すという手続になるし、そういう書式がそろっているというふうに認識しておりますので、改めてまたご返答をお願いしたいと思います。

岡村委員
長

これは最後、対策委員会でこういうことを統一見解とするようにというふうに書かれているわけですが、この「順守」というのは、だれが順守をするという意味なんでしょうか。

木村委員

あくまでもここを廃止するということを決定する機関だというふうに認識しております。

岡村委員
長

委員会が最終処分場を廃止するわけではありませんから、委員会がこの基準を順守するというのはちょっと無理ではないかと思うんです。ですから、委員会は廃止基準が順守されるように対策を考えるということであつたら理解できるんですが、そういう理解でよろしいですか。

木村委員

はい。

岡村委員
長

そういう理解でしたら、事務局の方も先ほどから廃止基準が満たされるようにとおっしゃっておりますので、異議はないところであろうと思います。委員全員同じような思いであると思います。

(5)
その他

それでは、次に議題(5)のその他に移ります。

まず、1番目の第1回行政対応検証委員会資料について事務局から説明をお願いいたします。

司会
(上田参事)

説明をさせていただきます。

資料4をごらんいただきたいんですが、実は第1回RD最終処分場問題行

政対応検証委員会が2月27日に開かれました。大きくは議題が3つございまして、委員長の選出と、今までの経過概要のご説明をさせていただいたことと、検証の進め方についてご議論をいただきました。今日お出しした資料4につきましては、経過概要を説明する上で、行政対応検証委員会でございますので、今までの経過につきまして、住民さんからの苦情、住民団体からの要望書をつけたものを整理させていただきました。例えば、資料4の1ページを見ていただきたいんですが、2月28日にこういう苦情を受けたとかいうことで、最終、平成18年の11月30日までのものを整理して報告させていただきました。今後、行政対応検証委員会の方で論点整理をされますので、その中でまた逐次この対策委員会の方にも報告をさせていただきたいと思っております。

ちなみに、この資料、時間もございませんので簡単に説明しますと、平成3年の2月から全部で94件の文書等をいただいております、平成3年から硫化水素が発生するまで - - 平成10年ですけれども - - で19件、硫化水素が発生してから、平成11年以降の8年間、平成18年までで75件の文書をいただいているということになります。全体で94件いただいているということでございます。4ページをお開きいただきたいんですが、平成12年の6月14日には、原因究明・除去を求める署名受理ということで、約36,000人の方からこういうご要望をいただいているところでございます。細々とは説明させていただきませんが、こういうふうな資料を行政対応検証委員会の方にご報告させていただいておりますので、ご報告させていただきます。

岡村委員長

ただいまの事務局の説明について質問等ございましたら。

早川委員

質問ではなくて要望なんですけれども、行政対応検証委員会の第1回は私も傍聴させていただいたんですが、これまでの行政対応はどうだったのかということ、この対策委員会で議論する前提としてやはり知っておく必要があるだろうと思っております。それから、今日話に出たさまざまな調査の実態はどうだったのかということも、この対策委員会の議論の前提として知っておきたいと思っております。あと、専門部会の話もそうなんですけれども、この対策委員会の中にもそういうふうに見える方はいらっしゃると思いますので、行政対応委員会と専門部会と現地調査の開催の日程を、希望する委員には事前に早急に教えていただけないでしょうか。私はできる限りにそれに出たいと思いますので、よろしく申し上げます。

司会

わかりました。

(上田参事)

それと、今ご報告するのを忘れていたんですが、この行政対応検証委員会の事務局は総務部総務課が行うことになっておりまして、私も総務部総務課の指示に従って資料をつくっていくという形になります。

当座委員

今までの苦情等を項目だけ挙げて説明してくださっているんですけれども、2ページのところで、平成10年11月11日「立入調査により第2処分場側の深掘工事が判明」という書き方をしているんですけれども、公文書を見

せていただくと、立入調査により 30×50×深さ 20mの掘削がわかったという
ようなことが書かれているので、そういうことをきちっと書いていただきたい
と思います。

もう1カ所、その下に、12月25日「深掘箇所の良い土による埋戻し等確認」
ということが書いてあるんですけども、ここは公文書にどう書いてあるか
といえ、当該部分に係る良い土の埋め戻しについて確認を行う、12月17日、
掘削部分について黒色の浸出水が確認されたので、これについて重金属、有
機塩素系、ベンゼンについて分析を行うよう指示したということが公文書に
載っていますので、良い土による埋め戻しを確認したんじゃないで、きちっ
と事実を挙げていただきたいと思います。実際にはどういう土で戻されてい
るかというのも公文書に載ってまして、トロンメル及び風力選別機により
発生した残土等によって埋め戻したということが書かれていますので、そこ
ら辺はちょっと気をつけていただきたいと思ったので、お願いします。

早川委員 そういう話が出るんだしたら、ついでにちょっとお聞きしたいんですけども、これは検証委員会で資料として見たときにもおやっと思ったんですが、なぜ受理の記録だけなんです。返答の記録はなぜ出さないんですか。

司会
(上田参事) 出さないというわけではなくて、行政対応検証委員会の委員さんに、こう
いう形で住民さんからいただいていますよということで、この間の委員会でも
ありましたけれども、今後この中身は受け答えやらを出してくれるんやな
というふうな話もございまして、出ていないものもあるかもしれませんし、
そこら辺は、今論点整理をされる中で、また委員さんからご指示をいただく
ものだと思っております。

早川委員 私が書いた本にも書いたんですけども、住民側の不満は、幾ら言っても
返答がなかなか来ないということなんです。1つの苦情を出してから、ひ
どいときには半年後に返答が来るといことがあるわけです。そういうよう
な行政対応もちゃんと検証していただきたいと思いますので、これはこうい
うところでしか言うことができないので言うんですけども、この苦情に対
してはいつ返答したのかということも検証してもらいたいと思います。

司会
(上田参事) また総務課を通じて委員さんの方に、そういうお声があったということ
で報告させていただきます。

岡村委員
長 ということで、よろしゅうございますね - -。

それでは、次の産廃処理問題合同対策委員会からの提供資料に移ります。
これについても事務局から説明をお願いいたします。

司会
(上田参事) 前回、県と栗東市のデータを整理したものをお示しさせていただきました。
委員の方から、住民団体でもRDの処分場に関していろいろ調査されたデー
タがあるんじゃないですかというふうなご指摘をいただきました。そうい
ったことで、現時点で集まりましたのは、産廃処理問題合同対策委員会から、
今の趣旨でもってこれまで調査したデータについて提供をお願いしたところ
出されてきたものが、この19年3月23日現在という資料でございます。今
後も、そういった資料につきましてお持ちのところがございますら、そう

	<p>いった形で事務局からも働きかけ、できるだけ示していきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>岡村委員 長</p>	<p>この点については別はないですね - -。</p> <p>それでは、最後になりますが、今後の日程調整、会議の運営等についてであります。これについても事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>司会 (上田参事)</p>	<p>事務局運営につきまして、梶山委員さんからご苦言をいただきました。このご意見をいただきまして、皆様のご協力をいただき、しっかりと委員会運営をしたいと考えております。</p>
	<p>そういう思いの中でこの資料6をつくらせていただいているわけですが、梶山委員さんからは、できる限り全委員が参加できるよう、日程調整は2～3カ月先まで余裕のある時期に行うべきだというご指摘をいただいております。今後、日程調整は、2～3カ月先まで余裕を持って、日程調整連絡表により委員にご照会させていただいて、そして回答集約後速やかに、最も出席者の多くなる日を委員会予定日として各委員にご連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。</p>
	<p>それと、今日も朝の11時から午後3時までということで、皆さんに大変ご協力をいただいているわけですが、梶山委員の2つ目の視点で、多くの委員が十分な発言の機会を持つために、午前、午後を含めた議論時間の確保を保障すべきだというご指摘をいただいております。</p>
	<p>実は私ども、3回の日程調整をさせていただいております。その状況を申し上げますと、例えば半日単位でオーケーの日をとりますと、14人以上出席していただけるというのは、今まで調整した86回のうち13回、15.1%です。もう少し言いますと、今まで皆さんのご都合を聞いて、14人以上出席していただくということで考えますと、全体の日数からいって15.1%の確率になります。もう一つ、1日単位でとっていきましょうと、今までいただいた資料をそのまま簡単に計算しているんですけども、9.3%ということになります。といいますのは、例えば14人以上来ていただくこととすると、半日単位でとると15%、1日単位でとるともっと少なくても9.3%ということで、非常に日程調整が難しいという思いを実のところ持っております。</p>
	<p>そういう中でございますけれども、また皆さんのご協力もいただきながら、1日の日程というのは少し難しいのかなという思いを持ちながらも、午後にさせていただくと、時間的に割合長くとらせていただくことができるので、そういうことを念頭に置いて時間の設定をさせていただきたいと思っておりますので、そういうことについてご議論をいただきたいと思っております。</p>
	<p>そしてもう一つ、今までの日程調整の実績からいいますと、どうしても欠席される方がおられます。そういう中で、我々事務局の説明というのは、こういう資料を出しまして、こういう形でこういう議論をいただきましたというふうな説明しかさせていただけないんですけども、次の会議で容易に議論に何とか入っていただける形で、時間をいただいて事務局の方から説明を</p>

	<p>させていただくということも、ご了解を得てさせていただきたいと思っております。</p> <p>梶山先生からいただきました協議要請事項については、今申し上げたような形で事務局としてしっかりやっていきたいと思っておりますので、皆さんの方も、大変申しわけございませんけれども、ご協力の方をよろしくお願いいたしますと思っております。</p>
岡村委員長	<p>ただいまの事務局の説明に何かご意見等はございませんでしょうか。</p>
竹口委員	<p>当初 20 名の構成で始めたと思うんですが、今欠員が 2 名います。この補充はどういうふうに考えているんですか。</p>
中村室長	<p>当初考えておりました方々といえますか、1 人は住民代表の方にご参加していただきたいということでございまして、それにつきましては今も要請はさせていただいております。ただ、いろいろなご事情の中で、ちょっと難しいというご返答をいただいているところでございます。もう 1 人につきましては、できるだけ早い機会に選考させていただいて、またお願いしていきたいと思っております。</p>
岡村委員長	<p>しかし、この日程調整は難しいですね。2～3 カ月先まで余裕のある時期にやるべきと言われましても、私、考えますと、2～3 カ月先、詰まっている日はわかっていますけれども、あいている日がずっとそのままあいているとは限らないわけです。しかも、梶山先生の場合には弁護士さんだからどうなとなるんでしょうけれども、私なんかは雇われ人で、しかも兼業承認をとっております。兼業承認をとる場合には、本務に差し支えがある場合には出席しないという確約をとられておりますから、2 週間前に学内の委員会が決まれば欠席せざるを得ないわけでありまして。したがって、2～3 カ月先だからというふうなことは必ずしも言えないだろうと思っております。もちろん来週だったらどうだというのは言えるんですけども、2～3 カ月先というのはなかなか難しい問題です。そういうことを踏まえて、事務局の方で、大変だろうと思っておりますけれども、できる限り多数の委員の方が出席できるようにご配慮いただきたいと思います。</p> <p>ほかに何かございませんでしょうか。</p>
池田委員	<p>先ほどちょっと申し上げ忘れていたんですけども、行政対応検証委員会の方の議事録は公開されるのでしょうか。傍聴に東京からは無理なので、議事録を公開、ホームページでも……。</p>
司会 (上田参事)	<p>第 1 回につきましては、このような形で傍聴の方に入ってください、その議事録については公開させていただくことはできます。2 回目以降につきましては、情報公開条例の関連で、公開できないものについては公開しないというふうな決定をさせていただいておりますので、非公開になる可能性が強いわけでございます。ただ、議事録につきましては、例えば特定名が入ったところを消して情報公開するということは、情報公開条例の趣旨にのっとりやる必要がございますので、そういう形であれば、議事録をつくって、個</p>

3 . 閉会	當座委員	<p>人情報とかは削除して公開していくことは可能かなと思っております。</p> <p>先ほど早川さんの方からも要望がありましたけれども、処分場で調査されるときに連絡いただきたい、できるだけ立ち会いさせていただきたいと思っています。特に、廃棄物の状況調査で掘削されるという箇所が3カ所ありまして、なかなか同時にというのも難しいとは思いますが、順番にやっただいて、私は順番に1つずつ確認させていただきたいと思っていますので、連絡の方をよろしく願いいたします。</p>
	岡村委員 長	<p>ほかにご覧いただけますでしょうか。本日予定しておりました議事は以上ですが、その他全般についてご意見、ご質問等がございましたら。</p>
	早川委員	<p>改めて確認をしたいんですけども、焼却炉の調査はやっていただけると解釈してよろしいですね。その計画を次回の委員会なりに出していただくということでよろしいでしょうか。</p>
	中村室長	<p>わかりました。</p>
	岡村委員 長	<p>ほかにご覧いただけますか - - 。</p> <p>それでは、特にないようですので、これで本日の第3回対策委員会を終了させていただきます。私の不手際で35分間予定を超過いたしまして、申しわけございません。この後、事務局から連絡事項がありますので、よろしく願いいたします。</p>
	事務局	<p>事務局から2点ばかりご連絡を申し上げます。</p> <p>まず1点でございますが、第2回の対策委員会の議事録と概要をお送りさせていただいておりますが、概要の方に一部修正がございまして、改めて修正したものをその後お送りしております。ご確認の方をひとつよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、2点目でございますが、本日今後の日程調整の議論をいただきましたように、現在次の委員会並びに専門部会の日程調整を行っております。こういった議論を踏まえまして、至急に日程調整をいたしまして、予定決定次第またご連絡したいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。</p> <p>どうも本日は長時間にわたりましてありがとうございました。</p>

以 上